

第28期 議会会議録（本会議）

1 平成19年第3回定例会—09月25日-06号

◆（26番広田まゆみ君） 民主党・道民連合の広田まゆみです。

私は、道民の皆さんとともに北海道の未来のために考えていきたい四つの課題について知事に見解を伺い、あわせて、道民の皆さんにも御議論をいただきたいと思っております。

まず一つ目は、障害を持つ人の権利条約についてです。

障害を持つ人の権利条約が、昨年、国連で、日本政府も賛成をする中で採択されました。

この条約の特徴の一つは、障害を、その人の持っている機能や体の状態の問題ではなく、社会とのかかわりの中でとらえること、そして、その障害者を差別し、排除している社会の側にある壁を取り除くことを、締約国の政府を含め、地方自治体や企業に求めるものです。

現時点では、5カ国がこの条約を批准し、約100カ国が署名をしておりますが、日本政府はいまだに批准も署名もしていません。

差別の定義、移動、自立生活、教育、雇用などの多岐にわたったテーマに関して、この条約に盛り込まれた内容は、世界の政府関係者のみならず、障害当事者みずからが参画して決定されたものです。この条約の理念にのっとった国内法制度の整備と一日も早い批准が日本政府に求められています。

北海道庁としては、昨年11月に開催された道庁みずからが主催の人権フォーラムにおいて、この権利条約について報告がなされるなど、道民に対する意識啓発に取り組まれていることは承知しておりますが、今後、具体的にどのような取り組みを行うのか、伺います。

二つ目は、地球温暖化防止対策についてです。

知事選のさなかに開催が決定した北海道洞爺湖サミットですが、厳しい財政状況の中で税金を投入する決定をした以上、未来に向けた効果が残るものにすることが私たち道議会にも課せられた課題であると認識しております。

道議会民主党としては、道民の皆さんへの責任を果たすべく、このサミットを契機に地球温暖化防止条例を策定すべきと考え、独自のアンケートを実施するなど、道民の皆さんの声を伺ってまいりました。ただいま検討を進めております温暖化防止対策に関しまして幾つかの御提案を申し上げながら、道民の代表として知事の見解を伺ってまいります。

まず初めに、中央政府が進める温暖化対策についての見解を伺います。

京都議定書の6%削減の目標が達成しない見通しに対して、我が会派の代表質問に、知事は、国の対策が着実に実行され、京都議定書における温室効果ガス排出削減の目標が達成されるよう、地域から積極的に貢献していく必要があると答えられました。

この北海道で、地域からしっかりと温暖化対策に取り組むため、まず、はっきりしなければいけないことがあります。

我が国で排出削減が進まない最大の理由は、現在の中央政府が進める温暖化対策では、総排出量削減のための主要発生源の特定や、業界ごとの削減数値目標が明確にされず、あわせて、その削減方法や具体的な仕組みが確立されていないことにあると私は考えますし、温暖化対策に取り組む道民の皆さんの声でもあります。改めて知事の見解を伺います。

次に、北海道における温暖化対策についてですが、北海道においても、マイナス9.2%の排出量削減目標を掲げながら、基準値から2.9%増という結果になりました。2010年までに目標を達成するためには、これまでとは全く質の異なる新しい対策を講じなければなりません。普及啓発だけの取り組みには道民はがっかりしています。

また、吸収源による相殺分を差し引くと、二酸化炭素排出量の増加分は14%になるとのことです。14%は、分数にすると約7分の1です。

もし、この14%を省エネだけで達成しようとする、1週間のうちの最低1日は全く二酸化炭素を出さない日をつくることとなります。

省エネを呼びかけるだけでは実効性の上がる温暖化対策はもう不可能なのです。普及啓発から規制や優遇措置へ、そして、新エネルギーへの切りかえを具体的に推進していく必要があります。

以下、御提案を五つ申し上げ、見解を伺います。

1点目は、エネルギーのグリーン購入についてですが、私は、道民に呼びかける以前に、まず第一歩として、道庁みずからが事務事業にかかわる二酸化炭素排出量を削減するために、自然エネルギーをグリーン購入の対象品目に加えること、数値目標を設定されることを御提案いたします。

道庁の事務事業に伴い排出される二酸化炭素量は、道内の3万4000世帯分に相当します。紙などの物品に関してのグリーン購入は、中央政府の方針に基づいて、道庁においても取り組まれていることは承知しております。

しかし、もともと、この物品のグリーン購入法は、滋賀県の率先的な行動が大きな推進力となり、国のグリーン購入法にまで発展したものです。

同様に、地球温暖化対策に直接関係する電気や熱や燃料といったエネルギーの選択にも、こうした自治体の仕組みは大きな影響を与えますし、既に東京都などが取り組みを始めております。

まず、道庁みずからが対象品目を積極的に見直し、自然エネルギーを購入品目に加えた上で、このようなグリーン購入制度を市町村にさらに普及させることが必要と考えますが、見解を伺います。

2点目は、新エネルギーへの切りかえのための具体的な施策についてです。

オーストリアやスウェーデンでは、既に自然エネルギーの使用が50%に達し、2020年までに70%を自然エネルギーに切りかえるという戦略目標を立てています。これは温暖化対策のためだけではなく、国際競争力を高める経済政策としての戦略目標でもあります。

そのために、経済性や安定供給性など、克服すべき課題を抱えている新エネルギー導入のため、さまざまな施策が推進されています。

その一つが、電気事業者に一定比率の新エネルギーの供給を義務づける、いわゆるRPS法です。我が国においても、RPS法により、2014年までに1.6%の新エネルギーの導入目標が電気事業者に設定されています。

北海道においては、道庁の調べによると、北電が既に導入義務量を超える2.4%を達成しております。一電気事業者の努力を評価いたしますが、電気事業者の選択肢の少ない本道においては、新エネルギーへの切りかえのための効果は、現在のRPS法では十分ではありません。

北海道における温暖化対策推進のため、道庁と電気事業者を初め、利害関係者による協議を具体的に開始すべきと考えます。その際に、ドイツなどで風力発電の普及に効果を上げた固定電力買い取り制度についても検討すべきと考えますが、見解を伺います。

3点目に、新エネルギー導入への優遇措置についてです。

石油依存の高い北海道の特殊性を考え、温暖化ガスをふやさないエネルギーを使用する道民、事業者にも優遇措置を講ずるなどの政策誘導も必要と考えますが、見解を伺います。

4点目に、国内排出量取引についてです。

国内排出量取引は我が国においては現段階で制度化されておりませんが、中央政府において国内取引制度のモデル事業が実施され、導入について検討されていると承知しております。この制度を北海道でも早急に実施すべきと考えますが、その実現に向けて見解を伺います。

5点目に、現在検討中の産業振興条例について、地球温暖化対策の観点から見解を伺います。

この産業振興条例は、自動車関連産業を中心とした企業立地を促進するために、補助金の額をインセンティブとして他府県と競争を図るものと受けとめておりますが、北海道の優位性をPRするに当たって、さらには未来の北海道の振興を図る上で、果たして得策なのかどうか、私は違和感を感じております。

私は、こうした企業誘致に当たってさえ、新エネルギーの一定割合の使用の義務づけや、あるいは新エネルギーに配慮する企業などの優遇措置を道内外にメッセージとして発信することが、サミットを控えた今、知事の環境政策に係るリーダーシップや政策の統合性を表明する上で重要

と考えますが、見解を伺います。

三つ目の課題は、有機農業の推進についてです。

先ほどは、産業振興の考え方について地球温暖化対策の観点から見解を伺いましたが、私は、北海道の未来に向けた産業振興においては、第1次産業、とりわけ農業の振興は、何があろうと重要だと考えております。

昨年12月、国会で有機農業推進法が超党派の議員立法という形で成立いたしました。この法律は、有機農法という特定の農法の普及啓発を推進する目的のみではなく、化学肥料、農薬に依存してきた戦後の日本農業のあり方を見直すものです。

道庁としても今年度内に有機農業推進計画を策定される予定と承知しております。今後とも先進的に取り組みを進められることを期待しておりますが、具体的に有機農業を推進するために、2点について知事の見解を伺います。

まず一つは、化学肥料、農薬に依存しない栽培技術の確立と土壌の回復についてです。

私は、道庁を退職してから、農村で8年余りを過ごしました。私がお手伝いをしていた農家のおじいさんは、山に登ったときに一つかみの土を持ってきます。ビニールハウスの中に山から持ってきた土を置いた箇所は、そこだけ土の本来の力が回復し、化学肥料に頼らなくても、よい野菜がとれることを目の当たりにいたしました。有機農業の推進のみならず、土壌の回復と化学肥料に頼らない栽培技術の確立と普及は、北海道の大地のためにも重要です。

先ごろも、道南でヘブタクロールという30年前に使用した残留農薬が問題になりました。また、硝酸窒素の土壌残留なども、これからの北海道が直面する大変深刻な課題です。

先ほど、科学技術振興の観点を中心に、試験研究機関の統合や独立法人化について現在検討されている旨の御説明がありましたが、この北海道の大地の未来のために、道立の試験研究機関に対し今後どのような役割を求めるのか、知事の見解を伺います。

2点目に、売り先の確保対策についてです。

代表質問などで、これからの北海道農業の姿について知事も見解を述べられましたが、残念ながら、中央政府の農業政策に追随するもので、農村の現場の実態に即したものではありません。たとえば、大規模化しても、法人化をしても、再生産に足る価格による売り先の確保がなければ、農業は持続しません。系統出荷や商社だけに依存する農業では、地域に真の活力は生み出せません。

道庁は、大規模化を選択する農家のみではなく、比較的小規模で環境保全型の有機農業に取り組んでいこうとする農家を北海道ブランドのシンボルとしていかに育成していくか。先ほど中山議員の方からも具体的な御提案を申し上げましたが、生産面だけの課題ではなく、流通機構のあり方なども含めて、道庁として総合的に進めていくべきではないか、知事の見解を伺います。

最後に、四つ目の課題になりますが、北海道の自治の姿についてです。

これからの北海道において道庁の地方組織が果たすべき役割について、今後の議論の展開を豊富化する意味で、3点について知事の見解を伺います。

まず、1点目ですが、地方組織の重要性について知事の所見を伺います。

私は、先日、東北・北海道の議員研究交流大会に派遣していただき、環境の分科会に参加いたしました。御案内のとおり、東北各県においては、明治以前から十数代にわたって築かれてきた固有の文化がありますが、大きな社会問題となった廃棄物対策に、県の壁を超えて、まさに東北一帯として取り組もうとする姿勢に道州制の未来の姿の一つを実感いたしました。

しかし、北海道の現状を考えたときに、広域であり、かつ歴史が浅く、これからそれぞれの地域が独自の文化をより深く築いていく過程にある北海道においては、あるべき道州制の姿は違うはずです。

現在、道庁の示している検討の方向は、合併の推進と市町村自治体への権限移譲を前提に、支庁を過渡的な組織と位置づけ、組織の統廃合の議論が進められているように思いますが、いかがでしょうか。

私は、市町村自治体の主体的な選択による合併が推進され基礎自治体が減少し、そのあり方が

変わったとしても、何らかの地方組織の存在は北海道にとっては将来的にも必要だと考えますが、見解を伺います。

2点目ですが、地方組織のあるべき姿についてです。

現在の支庁制度は、地方自治法に基づいた本庁の出先機関としてのみの位置づけしかありません。

私は、支庁制度改革と言われるものの本質は、本庁と支庁の関係性や役割分担を見直していくこと、そして、地方組織が地域に根差した地域政策の主体あるいは協議体として具体的に機能することが重要だと考えます。

9月10日に示された支庁制度改革の検討状況の中に政策展開方針に基づく地域づくりの支援に対する姿勢が示されていますが、具体的にどのように地域単位で政策づくりを行うのか、どのように地域単位で道民の参加を保障するのか、その枠組みを、今後提出が予定されているという道案の中に明確に示し、道民に明らかにすべきと考えますが、知事の見解を伺います。

最後になりますが、人口減少時代を迎えた支庁制度改革の議論において、過疎化に悩む地域の声にしっかりと耳を傾けることが重要です。

名前を変えて、ただ支庁という建物と人をとりあえず残すということだけでは、地域から上がっている、過疎化に悩む、その声の本質に道庁はこたえたことにはならないのではないのでしょうか。

人口減少は避けられません。しかし、医療や教育をどんな形であっても公的に保障することは、政治の責任です。新たな公の仕組み、助け合い、支え合いの仕組みの提案が地域には必要になってくると私は思います。

支庁機能の再構築においては、こうした地域の状況にこたえ得る機能強化や人材育成などの対応が必要になると考えます。既に新聞報道などがされているようですが、現時点での検討状況を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

◆（26番 広田まゆみ君） ただいま、知事及び担当部長から御答弁をいただきました。議論のスタートと受けとめ、今後も御提案を申し上げたいと存じますが、2点について再質問と指摘をいたします。

まず1点目、障害を持つ人の権利条約についてですが、障害を持つ人の権利擁護の視点から知事に御答弁をいただきました。

私は、この問題は、障害を持つ人たちだけの問題ではなく、これからの北海道の地域づくり、コミュニティづくりのためにも重要な課題だと考えております。

先日、JRを利用した際に、2人の若者がこんな会話を交わしておりました。この駅は高齢者が多いから乗降時間がかかってやってられない、そんな会話を普通に交わしておりました。

人間が年をとるのは当たり前のことです。歩くことが不自由になったり、目や耳のぐあいが悪くなったりするのは人間として当たり前のことです。そのことを、当事者の問題にするのではなく、社会や行政や政治がどのように受け入れるかが今問われています。

障害を持つ人たちの権利について考える機会を持つということは、教育や雇用のあり方すべてを見直していくことにつながります。昨今、道徳教育が叫ばれ、命や心の大切さが言われていますが、まず、大人たちや行政や政治が今何を大切にすべきかを明確に発信していく必要があります。

千葉県では、障害を持つ人の権利条約に先立って、県知事のリーダーシップと県民参加の取り組みのもとで、条約の理念を土台に、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例が制定されております。

この条例の制定に当たって、千葉県は、県民から約800に及び差別事例の募集を行い、障害者差別をなくす研究会を設置し、教育、企業、医療関係者、自営業者、福祉関係者など29名の公募委員が20回にわたる議論を重ねました。また、研究会の議論と並行して、県内各地でタウ

ンミーティングが開催され、30カ所で約3000人が参加したと伺いました。

障害を持つ人も持たない人もともに支え合う北海道づくりのために、ぜひ、北海道においても、先ほど申しあげましたような道民へのメッセージを発信するためにも、千葉県のように差別事例の把握や研究会の設置などの具体的な取り組みが必要と考えますが、道として取り組む考えはあるのか、再度、現時点での見解を伺います。

2点目、地球温暖化対策についてですが、これまでの意見交換の中で、大変残念ながら、道庁内部においてさえ、部を超えた推進体制や責任の所在が明確でないこと、また、道民に新エネ、省エネの普及啓発を呼びかけながら、その選択肢を具体的にふやす政策の不十分さが明らかになったと思います。

本日の一般質問においては指摘にとどめますが、ぜひ温暖化対策を具体的に推進するための利害関係者間の協議の場をサミット前にスタートしていただけるよう、強く求めます。

知事は、170万の道民の支持を集め、経済界にも人脈の深い知事と伺っております。知事ならではのと言われるようなリーダーシップを温暖化対策で発揮していただくよう、道民を代表して、心から期待をいたします。

道庁としては、環境宣言を準備されていると伺っておりますが、もし、道民に向けた意識啓発ばかりの内容であれば、道民の期待にこたえたものであるとは私は判断できません。少なくとも、先ほど申しあげましたような利害関係者の協議に基づいた新たな目標設定につながる宣言とするべきと考えます。

今後の作業に期待しますと同時に、道議会民主党としても、さらに研究を深め、今後の議会において地球温暖化対策について具体的に御提案申し上げることを最後に申し上げ、私の再質問と指摘とさせていただきます。

◎（知事高橋はるみ君） 広田議員の再質問にお答えをいたします。

障害を持つ人の権利条約に関し、障害のある方々の人権を守るための取り組みについてであります。障害のある方々に対する差別事例を把握し、その解消を図ることは、こうした方々の人権を擁護していく上で極めて重要なことと考えているところであり、道といたしましては、社団法人北海道身体障害者福祉協会に常設の窓口を設置して、人権などに関する相談対応を行う障がい者110番事業を実施いたしているところであります。

なお、障害者権利条約については、国において、その署名、締結に向け、国内法制度における実施措置を含め、必要な検討が行われているものと承知をいたしております。

道といたしましては、こうした国の動向を把握しながら、引き続き、障害のある方々の人権擁護の取り組みに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

2 平成20年第2回定例会—06月17日-04号

◆（26番広田まゆみ君） 通告に従いまして、順次質問いたします。

まず、大きな一つ目として、知事が考える北海道の地域振興について伺います。

今議会の大きな争点は、高橋知事が提出された支庁制度改革なるものをめぐっての議論です。私は、知事に2点誤りがあったのではないかと考えます。

1点目は、政策の発生源、いわばスタート地点の認識です。

提案説明に際し、平成8年度からの議論の積み上げと知事はおっしゃいますが、今回の提案は、明らかに財政再建のための支庁再編整備の提案です。それであれば、例えば、大阪府の橋下知事のように、財政再建に臨む姿を明確にして、真っ向勝負で地域に向き合うべきだったのではないのでしょうか。

2点目は、事態の収拾や合意形成について、余りにも担当部局に任せ過ぎているという印象があります。

この広い北海道の道政運営を図るためには、市町村自治体の皆さんの力が不可欠です。面積の規模と得票数は違ふとはいえ、知事と市町村長の皆さんは、首長として選挙で選ばれたという点では、地域の未来への責任の重さは対等です。その選挙で選ばれた首長同士が、北海道の未来をどうするのか、地域の未来をどうするのか、腹を割って話し合うことから、地域主権型社会の未来は開けるはずで

す。その議論の過程の一つとして支庁の再編整備があり、本当に知事が道政運営を担う対等なパートナーとして市町村自治体を認識しているのか、地域の疲弊を理解しているのかが問われています。

支庁の再編整備の先にどんな北海道の未来を描いていらっしゃるのか、開会日の提案説明、きのうまでの議会答弁では、財政再建にける知事の決意は伝わってきましたが、北海道のリーダーとして北海道の地域をどうしていくのか、その思いは伝わってきません。

そこで、改めて知事に伺いますが、今回の支庁再編整備の議論の中で、重要なキーワードの一つが地域振興です。

たとえ、支庁が現行どおり存続しても、地域の苦しさは変わりません。知事の考える北海道の地域振興とは何なのでしょう。与党だから知事を守る、野党だから反対するというのではなく、道議会が責任ある徹底した議論をするためにも、知事は、この北海道が今後克服すべき課題、それに対して大きく発展させていく課題を挙げるとしたら、何を挙げられるのか、道民の皆さんに対して具体的にお示しください。

次に、大きな二つ目ですが、有機農業の推進について3点伺います。

まず1点目は、有機農業に対する見解についてですが、道としては、既に有機農業推進計画を定め、北海道食の安全・安心条例に基づく「YES! clean」制度などの取り組みを進められていることは承知しています。

しかし、私は、農政部だけの取り組みではなく、地域振興の側面からも、新たな政策展開が必要ではないかと考えています。

昨日も、ポストサミットや有機農業についての議論がされておりました。諸外国では、デンマークなどを初めとして、既に1980年代から、環境負荷を軽減した農業に取り組む生産者を支援する直接支払いや、有機農業に転換する際の減収に対する補償措置などが法的にも整備強化され、国際的にも認知をされています。

グローバリズムやWTO交渉の影響下で日本の農政が翻弄される中、持続可能な農業の発展を図るために、個々の農家の所得補償政策をいかに確立するかは政治の大きな責任です。食料問題、環境問題がテーマと言われる洞爺湖サミット以降に、サミット開催地であり、日本の食料基地でもある北海道の知事が全国に向けて発信するテーマとしてもふさわしいものではないかと考えます。

さらに、有機農業推進法は、農薬と化学肥料に過度に依存し、環境に負荷を与え、土壌劣化や、地下水や大気汚染、生態系の破壊など、さまざまな問題が明らかになってきた戦後の日本農業そのものを反省し、国及び地方公共団体に、有機農業の推進に関する総合的な施策の策定、実施を責務と定めた、161名の超党派の国会議員からの提出により制定された議員立法です。

知事は、この有機農業の意義を、そして「YES! clean」農業との違いをどう認識されているのか、伺います。

2点目に、市町村の推進体制について伺います。

農林水産省の有機農業の推進に関する基本的な方針では、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体などを初め、流通業者、販売業者、消費者、行政部局、農業団体等で構成する有機農業の推進を目的とする体制が整備されている市町村の割合を、平成23年度までにおおむね50%以上とするとされています。

5月末現在で、180の市町村に対して私が行った政務調査では、何らかの支援、推進体制が

あると答えた自治体は、「YES! clean」農業の推進体制も含めて、9%に満たない状況です。道として今後どのような対策を講じようとしているのか、伺います。

3点目に、コミュニティビジネスモデルとしての有機農業推進策について伺います。

市町村自治体に対し、聞き取りも含むアンケート調査を行った結果、市町村自治体においては、これまでの「YES! clean」制度と新しい有機農業推進について混同が見られ、従来型の農政の枠では推進に困難さを感じている状況がわかりました。

ロットを含む流通の問題や農協との関係、有機農業の技術が一般化されにくいことなどの課題が挙げられています。

しかし、光の当て方を変えれば、違う解決策が見えてきます。有機農家を、市場に生産物を出す農業者としてのみとらえるのではなく、環境に優しい事業を地域で起業する、農協に管理されていない個人事業主、あるいは、有機農産物で都市住民や観光客を集客する、量販店や従来の流通に乗らないコミュニティビジネス事業者としてとらえると、市町村における推進体制の作り方も、イメージも変わってきます。

都市部のNPOや商店街なども巻き込んで推進体制を構築することが、地域振興にとっても、有機農業の推進にとっても望ましいビジネスモデルとなるのではないのでしょうか。そのコーディネーター的役割を道や支庁が担うべきと考えますが、見解を伺います。

大きな三つ目としては、グリーン・ツーリズムを中心として、北海道観光のあり方について伺います。

グリーン・ツーリズム、都市と農村の交流は、私が実践活動を行ってきたテーマでもあり、北海道観光の主要な資源であり、地域振興にもつながります。

しかし、私が最初に農村で目にした都市と農村の交流とは、例えば、田植え体験といって、農家は、今はだれもしない手植えを、都会の人のために朝4時からわざわざ準備して、2時間ぐらい体験してもらったら、焼き肉などを食べさせて、バスに乗せて帰すというものでした。これは、交流ではなく接待です。

イタリアなどを中心にヨーロッパで始まり、後にスローフード運動に展開するグリーン・ツーリズムの動きは、都市の水が地下水汚染により全然飲めなくなり、小規模の環境保全型の農家を都市がどう支えるのか、所得補償をどうするのかという土台の上に始まりました。ところが、日本に入ってくると、まるで都市住民のレジャーのために田舎がどう変わらなければならないかという展開に変容してしまった感があります。

農村に住んでいたときに、私は移住者でもあるということで、地域振興や地域活性化の懇談会に参加をさせていただく機会がありました。

地域の世話役ともいうべき方が、真顔で、若い人に来てもらうには、都会と同じく、ボウリング場やゲームセンターとかがなきゃだめなのだよねと話され、私はとても悲しい気持ちになったのを覚えています。田舎の人が田舎の価値に気づいていない、北海道のグリーン・ツーリズム、そして、地域振興が直面している課題がここにあります。

また、当時は規制が厳しかったこともあり、例えば、農家民泊の受け入れをするためには、農村の側が設備投資のためにコストをかけなければならないという状況でした。

現在、政府や道独自のチャレンジパートナー特区を含む規制緩和により、グリーン・ツーリズムを担う拠点の一つであるファームインの数はふえました。しかし、長沼など特定の地区にまだまだ偏在をしている状況であり、道内一円への拡大や、そのすそ野を広げるための施策展開が必要なのではないのでしょうか。

課題の分析などは今後必要ですが、例えば、島根県では、しまね田舎ツーリズムと銘打って、法制度の適用を整理し、体験を伴う農山漁村民宿などの受け入れをする場合は、研修や損害保険の加入など一定の条件のもとで、旅館業法、食品衛生法の許可不要として取り扱っております。

グリーン・ツーリズムを推進する側が、都市の目線に立つか、農山漁村の目線に立つかが問われているのではないのでしょうか。道としての今後のグリーン・ツーリズムの推進施策について伺います。

2点目に、インフォメーション機能の充実について伺います。

現在のグリーン・ツーリズム受け入れの大きなニーズは修学旅行生になっています。確かに、食育の観点から、また、道産食材の生産現場を理解している質の高いエンドユーザー育成にもつながるなど、将来的な効果は高いと思われます。

しかし、北海道観光の底力のある発展に向けて、ターゲットは、団体ではなく、個人旅行者であると私は思います。

知事はよく、ホスピタリティ——おもてなしとおっしゃいますが、施策展開としては、あいまいに聞こえます。私は、北海道観光、特に、グリーン・ツーリズムに必要なホスピタリティ——おもてなしは、インフォメーション機能であると考えます。

観光客が、空港や駅におり立ったとき、道の駅に立ち寄ったとき、宿泊したホテルにもう一泊どうしようかと迷ったとき、地域の特色ある体験メニューや地域の農家民泊などの情報を、希望する人が入手できるコーナーやボードなどを統一したデザインで設置されてはいかがでしょうか。統一したデザインとスペースの確保だけを行政がコーディネートし、運営は地域の民間団体などが主体的に行うインフォメーションコーナーが全道各地にあることが、ホスピタリティであり、おもてなしの心ではないかと私は考えます。

現在のグリーン・ツーリズムを中心とした北海道らしい観光の情報提供に対する道としての取り組みと課題を伺います。

3点目に、「ふるさと子ども夢学校」について伺います。

全国2万3000校、120万人の小学生を対象として、向こう5年間で農山漁村における宿泊体験の受け入れ体制の整備等を進めるとされており、今年度は、先進地モデルとして、北海道では長沼町が選定をされています。これまでは中・高生中心でしたが、小学生の受け入れは、受け入れ地域にとっては一つのチャレンジです。

また、総務省、農水省、文科省の3省協働によるこの事業は、モデル事業の成果として、事業の継続のためには教育的効果の実証も求められる予定であり、教育サイドの、受け身ではない積極的な参画が求められます。教育庁としてどのように取り組まれているのか、伺います。

次に、大きな四つ目として、北海道協働推進方策について3点伺います。

1点目は、協働についてです。

知事は、この1年間の議会答弁や執行方針の説明の中で協働という言葉は何度も使われています。

私は、前回の第1回定例道議会予算特別委員会においても、この協働推進方策について関係部と質疑をさせていただきましたが、残念ながら、知事が就任された平成15年以降から協働推進施策が停滞をしていると感じております。協働推進のために知事は具体的に何をされてきたのか、伺います。

2点目は、地域の政策展開方針における協働の取り組みについてです。

予算特別委員会の議論の中で、担当部局からは、協働の取り組みとして、支庁に地域活性化戦略会議を設置し、地域の課題やニーズに即した政策課題について議論を行う場として位置づけてきたことなどの答弁をいただいております。

現在、知事より、支庁再編整備の提案がされておりますが、本来の支庁改革は支庁機能の充実であり、私にとっては、支庁改革の本丸は、いかに支庁が地域の課題に根差した政策提案や課題解決能力を持つかでした。そのためにも協働の推進が重要だと私は考えます。

新たに検討されている地域の政策展開方針において、どのように協働が推進されるのか、仕組みとして担保されるのか、政策展開方針における政策の立案・策定、事業の実施、評価の3段階において、それぞれ具体的に示してください。

3点目に、この協働の担い手の一つであるNPOの推進施策についてです。

さきの予算特別委員会の中では指摘とさせていただいた事項ですが、改めて質問させていただきます。

北海道におけるNPOや協働に関する予算と、その内訳を先進県と比較して調べたところ、北

北海道は 8400 万円、千葉県は 7800 万円、埼玉県は 8500 万円と、予算としては、いずれも同程度です。しかし、千葉、埼玉では、その予算のほとんど全部をNPO自立支援や協働推進のソフト事業に使っているのに対し、北海道は、道立市民活動促進センターの設置運営に約 3000 万円、その指定管理者に認定された財団法人北海道地域活動振興協会に補助金として約 4500 万円です。

つまり、道のNPO・協働推進施策の予算のほとんどの約 7500 万円が関与団体である地域活動振興協会に支出されています。しかも、この 4500 万円の地域活動推進事業費補助金の内訳を見ると、カナダ・アルバータ州との国際交流事業 857 万円を含むボランティア振興の予算がほとんどです。

知事は、市町村自治体の反対を覚悟で支庁再編整備案を提案されるほど、道の財政状況に危機感を持っているわけですが、このNPO・協働推進予算の執行状況を適切とお考えでしょうか。

私は、支庁再編整備の前に、こうした関与団体への補助金の見直しを、一律ではなく、政策的な判断を持って行うべきと考えます。

また、指定管理者の選定に当たって、道民の不信を招いた経過がある道立市民活動促進センターは、この際、廃止をされ、その管理費分の予算 3000 万円をNPO推進のソフト事業に使っていただきたいと思いますが、知事の見解を伺います。

最後に、大きな五つ目のアスベスト対策について2点伺います。

1点目は、飛散のおそれのある施設への対応についてです。

道が実施した吹きつけアスベスト等使用状況調査によると、平成 19 年 3 月 31 日現在で、吹きつけアスベストの使用が確認された 1877 の施設のうち、吹きつけ材の表面が劣化して飛散のおそれがあり、除去もしくは封じ込めなどが必要な施設が民間施設を中心に 224 施設残っています。これらの施設について早急な処置が必要と考えますが、道の対応について伺います。

2点目は、被害者の実態把握についてです。

石綿健康被害救済法の認定者の職歴で建設業が上位にあるといった国の調査結果や、大量に製造されたアスベスト製品の約9割が建設用資材として使用されたという実態などからも、建設労働者の被害は今後ますます増加することが予想されます。

しかし、建設労働者の多くは、建設現場を転々とするなど、事業所の特定が難しいことから、石綿健康被害救済制度だけでなく、本来受けられるはずの労災の認定も困難なケースが多いと聞いております。

道民の暮らしの安全、安心を守る立場の道としても、道内被害者のアスベスト作業歴や居住歴を把握するなどして、スムーズな救済が図られるよう努めるべきと考えますが、見解を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

◆（26 番 広田まゆみ君） ただいま答弁をいただきましたが、北海道協働推進方策について、指摘を交えて再質問いたします。

そもそも、協働の推進は、中央依存、官依存体質からの脱却を目指す構造改革の流れの中で、道の政策として出てきた考え方であります。

今伺った施策の内容は、残念ながら、協働推進の事業とは呼べません。北海道地域活動振興協会におかれても、ボランティア振興について大変努力をされていると思いますが、NPO推進施策としても性質が異なります。

私は、NPOだけを特別に保護してほしい、支援をしてほしいと言っているわけではありません。官と民の協働においては、NPOも企業も対等に競争する土壌、環境整備をしていくべきだと考えています。

しかし、今現在の地域の疲弊した状況を見るとき、NPOが果たすべき役割に大きく期待をしています。

例えば、阪神・淡路大震災のときに、被災者のペットを探すことを一手に引き受けたNPOが

ありました。人間の行方不明者も出ているときに、行政には、間違ってもできないことです。しかし、ひとり暮らしのお年寄りなどにとっては、ペットの存在が生きるために必要でした。

また、企業が、市場にあらわれているニーズにこたえるのに対し、NPOは、例えば、障害を持つ人の移送サービスに象徴されるように、市場の中では、あきらめて、隠されているニーズを掘り起こします。障害を持つ人たちが、やむにやまれず移送サービスを自分たちで担ってきた活動が、国土交通省の福祉輸送や過疎地輸送の規制緩和にもつながりました。

こういった地域の課題解決の担い手としてのNPO育成策が北海道において乏しいのは、北海道民にとって大きな損失だというふうに思います。

地域の政策展開方針においてもNPOとの協働の仕組みが不明確であることについて、さらなる検討を指摘しておきます。

また、厳しい財政状況の中で、少なくとも、約8000万円の予算があったわけですから、道立市民活動促進センター及び地域活動推進事業費補助金のあり方について、より効果的な予算配分となるように変えることが必要だと考えますが、知事の見解を改めて伺います。

◎（知事高橋はるみ君） 広田議員の再質問にお答えをいたします。

NPO推進施策の予算についての御質問でございますが、道のNPO推進に係る予算の主なものとしたしましては、道立市民活動促進センターの指定管理に係る経費と、財団法人北海道地域活動振興協会への補助があるところでございますが、同センターにおきましては、NPO活動に必要な各種情報の提供、人材育成などのソフト事業や、交流、連携の場を提供するための施設管理など、NPOが活動しやすい環境づくりや支援のために必要な事業を行っており、同協会に対しては、ボランティア基金の造成と、その運用益の活用等により行われているコミュニティ活動やボランティア活動の支援事業を全道で展開するために必要な予算措置を講じているものであります。

NPO施策の推進に当たっては、道民ニーズの多様化に対応するため、今後とも、さらなる効果的な予算となるよう検討を進めるとともに、NPOを初めとした民間の創意工夫やノウハウを生かした道政の推進を図ってまいる考えであります。

以上であります。

3 平成20年第4回定例会—12月02日-03号

◆（26番広田まゆみ君） 民主党・道民連合の広田まゆみです。

通告に従って、順次伺います。

まず一つ目に、競争入札参加資格者の指名停止期間の短縮措置についてですが、要領によると、指名停止期間の短縮措置は、「資格者について情状酌量すべき特別の事由があるとき」となっており、要領どおりに判断すれば、特別な事由が明確に説明されなければなりません。にもかかわらず、入札監視委員会の会議録を拝見すると、委員の質疑に対し、道の見解として、経済状況を勘案した、要領を踏まえるということではなくて、その時々判断が必要であるなどの答弁がされています。

一方で、入札の適正化をうたいながら、また一方で、恣意的ともとれる見解が示されています。これでは、道民に対して全く説明責任を果たしていないし、不透明、不公正です。改めて見解を伺います。

二つ目に、ほっかいどう社会資本整備の重点化方針案について伺います。

中央政府が国策として北海道入植を決定して以来、国家プロジェクトとしてさまざまな社会資本整備が行われてきました。

高度経済成長時代に入ると、いわば地方への富の配分の方法として、あるいは、景気対策や雇

用対策としても、社会資本整備に税金が投入され、日本の国土の均衡ある発展に寄与してきたことは、そのすべてを否定するものではありません。

しかし、3月に策定された新・北海道総合計画——通称・ほっかいどう未来創造プランにも明記されているように、人口減少などによる投資余力の減少により、今後は、これまでのような規模で社会資本の整備を続けていくことが困難になっており、効果的、効率的に整備を進めていかなければならないという時代に入りました。

あわせて、地方交付税の減額により、特に社会資本の改良、更新、維持修繕などの財源確保に一層の困難が予想され、維持管理の枠組みが定まらないうちに、新規の社会資本整備を行うことは、道民の安心、安全を守る観点から、施策の優先順位として不適切ではないかと私は考えます。

今回示されている、ほっかいどう社会資本整備の重点化方針案においては、選択と集中の観点に立った戦略的、効果的な整備と、既存ストックの有効活用や適切な維持管理という基本姿勢が示されました。

中身を拝見すると、施策ごとの優先順位は、a、b、cでランクづけされたものですが、基本姿勢で示された、特に、既存ストックの有効活用や適切な維持管理の具体化に向けての枠組みや、この重点化方針が関係部の予算執行や地域の政策展開にどのように反映されるのかが不明確であります。

知事は、このほっかいどう社会資本整備の重点化方針を、今後の道政運営にどのように活用されるつもりか、伺います。

三つ目に、北海道の公共交通確保対策について、2点伺います。

道は、北海道交通ネットワーク総合ビジョンを策定されました。このビジョンの中でも、情勢認識としては、新・北海道総合計画を踏まえ、人口減少や人口集中、財政難など、大変厳しい状況にある北海道の状況、また、グローバル化や温暖化対策等の新たな課題なども明確に示されています。

これは、さきにお伺いした、ほっかいどう社会資本整備の重点化方針案の今後ともかかわることですが、前段で示されたこれらの情勢認識にもかかわらず、ビジョンの中身を見ると、新幹線も、高規格道路も、空港も、港湾もというバラ色の中身になっています。

一方で、道民の暮らしに不可欠な公共交通の確保は大変厳しい状況に置かれています。私の地元・白石区でも、中央バスの路線廃止届以降の混迷で、住民が大きな不安にさらされました。

運営協議会での経過や、道としての対応については、先般の道議会でも報告がありましたが、道としては、運輸局任せ、自治体任せにならざるを得ない現状を大変残念に思います。

白石区のバス路線廃止問題を通して浮き彫りになった課題、公共交通の維持のための持続可能な新たな補助制度のあり方の検討や、住民も責任をきちんと共有できる透明性を確保した料金や路線など、その協議のあり方や検討の場の確保などについては、このビジョン策定を契機に、道民に対しても、市町村に対しても、道として、より主体的に役割を果たすべきと考えます。

そこで、まず1点目として、交通ネットワークの連携について伺いますが、北海道交通ネットワーク総合ビジョンにおいては、異なる交通モード間、事業者間の連携促進に向けた体制の整備に関して、その連携促進に向けた体制のあり方について検討を進めるとあります。

現在、14支庁単位に設置されている運営協議会は、基本的に、バス事業関係者のみであり、広域で地域の公共交通を多面的に協議する場はありませんでした。地域医療や、北海道らしい観光振興などのテーマ別や、医療圏、あるいは、市町村合併推進構想などの地域単位など、ぜひ、創意工夫ある実践的な検討を進めていただきたいと考えますが、今後どのように検討を進められるのか、伺います。

2点目に、新たな補助制度のあり方についてですが、これまでの公共交通の確保のための政策は、赤字補てんの枠組みしかありませんでした。

昨年10月に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行され、この新しい法律のもとで、ニセコや当別などの自治体を中心となって、運行情報提供システムの整備や、統一的な運賃体系の見直しなど、赤字補てん策ではなく、利用促進策のための補助事業がスタートしている

ことは承知をしておりますし、今後の展開に期待するものです。

道として、この新たな法律を受けて、どんな役割を果たされてきたのか、また、今後、どんな取り組みをされるのか、伺います。

四つ目に、ふるさと納税について伺います。

このふるさと納税制度は、そもそも賛否両論があり、私としては、本質的な地方重視の政策とは考えておりませんが、道外に北海道の価値を発信する機会として着目しています。

他県の市町村の事例ではありますが、例えば、高知市は、坂本龍馬とかけて、環境維新・高知として、高知の森林面積を訴え、地球環境のために高知市へと、ふるさと納税を呼びかけていますし、松山市では、司馬遼太郎作の「坂の上の雲」のまちづくりをテーマに、文化を実感する町並みづくりへの寄附を呼びかけています。

道としては、今回、寄附金の受け入れの透明化のために、新たな条例をつくったとのことですが、行政の担当部の動きとして、一定の理解をするところですが、知事としては、北海道の歴史、文化をどう踏まえ、未来に向けて何を発信するのか、あらゆる機会に北海道をPRすべきと考えますが、知事御自身は何をアピールすべきと考えるのか、伺います。

五つ目に、北海道ミュージアム構想に関連して、5点伺います。

私は、アフターサミットの象徴として、アイヌ民族の皆さんのお話を伺った上で、北海道開拓記念館の「開拓」という呼称については改めるべきと考えてきましたが、知事公約や道議会議論を踏まえて、既に北海道開拓記念館を北海道総合歴史博物館と位置づけ、アイヌ文化の展示などを充実していく旨の新聞報道がなされています。

新聞報道だけを見ますと、私は、北海道開拓の歴史の中で、アイヌ民族に対して和人が行ってきたことの反省なしに、ただ名称が変更され、アイヌ文化の文化や歴史を観光資源としてのみもてはやして利用することにならないか、一抹の危惧を覚えました。

そこで、北海道ミュージアム構想について、改めて、道としての考え方、今後の検討の方向、スケジュールについて伺います。

2点目に、総合歴史博物館のあり方についてですが、アイヌ民族の皆さんとの十分な意見交換を踏まえてという前提ではありますが、そもそも、私たち和人として、北海道開拓の歴史について、もう一度とらえ直す必要があると考えます。

例えば、さまざまな産業形成、ビールや鉄道、酪農といった、新しい産業が北海道にどんどん導入され、北海道は独自の発展を遂げてきました。

総合歴史博物館とは、単に昔のものを並べるだけではなく、そこから何かを学び取り、未来にどう生かしていくかが重要であると考えますが、総合歴史博物館についての知事の認識を伺います。

3点目に、博物館のネットワーク化についてですが、開拓記念館と地方の博物館のネットワーク化については、これも、新聞報道によりますと、開拓記念館の学芸員の地方派遣などが検討されているとのことですが、市町村にあるさまざまな博物館の状況や、ガイドボランティアなどを含む人材の把握や情報交流のネットワークの構築などがより重要と考えますが、見解を伺います。

4点目に、博物館の所管についてであります。開拓記念館は、現在、生活文化という位置づけで環境生活部が所管しており、博物館法でいえば、類似施設の位置づけです。北海道の総合歴史博物館として北海道ミュージアムを設置する場合であっても、それはそのまま変更しないことが望ましいと考えますが、見解を伺います。

5点目に、開拓記念館への指定管理者制度の導入について伺います。

北海道ミュージアム構想とは別に、現在、指定管理者の導入について検討されているとのことですが、特に、博物館などの指定管理者制度については、さまざまな弊害もあるとの調査報告や関係団体の声を伺っています。現時点での所見を伺います。

六つ目に、産科医療について伺います。

日本政府は、産科医不足対策として、医師を大病院へ集約することを進め、身近な地域にある診療所や総合病院の産科が相次いで閉鎖されています。

そのため、高次医療機関にもローリスクのお産が集中するようになり、高次医療機関は、こうして引き起こされた満床などの理由から、診療所や助産所等からの緊急搬送を受け入れられない場合もあると伺いました。

日本に先行して大病院集約化を行った諸外国では、ローリスクのお産は小さな施設ほど安全であるなどの研究報告が出されております。

北海道においては、産科医不足はさらに深刻であり、女性が安心して子供を産むことができる体制整備は急務と考えます。

そこで、以下、4点伺います。

まず1点目は、分娩の確保についてですが、道においては、昨年度、周産期医療システム整備計画を見直したところですが、産婦人科医が不足している現状をどのように認識し、今後、道として、分娩施設の確保にどう取り組まれようとしているのか、伺います。

2点目に、助産師の活用についてですが、本年3月に策定された北海道医療計画において、妊産婦の負担を軽減するため、助産師外来の開設など、助産師の活用に取り組んでいくとの考え方が示されています。

道では、現在、助産師の養成を行っている衛生学院を廃止する方向であると聞いています。産婦人科医師の確保が難しい現状の中で、ローリスク分娩を行う助産師の役割は大きいものであり、理解できないものです。道における助産師の養成について、今後どのように取り組む考えか、伺います。

3点目に、助産所の状況についてですが、昨今見直されてきている自然出産や立会分娩、母乳育児などについては、地域の助産所が多くの方たちとともに築き上げてきたものです。

平成18年の医療法改正により、本年4月から、助産所の開設に当たっては、産科または産婦人科医師を嘱託医とすること、また、連携医療機関を確保することが義務づけられました。

この医療法改正に伴い、参議院厚生労働委員会では、「安心して出産できる体制の整備を進めるため、地域における産科医療の拠点化・システム化を図るとともに、助産師の一層の活用を図ること。また、母と子の安全のため、助産所の連携医療機関が確実に確保されるよう努めること。」という附帯決議が可決されております。

そこで伺いますが、この医療法改正後における助産所の開設状況はどうなっているのか、また、道として、今後、助産所の開設に当たってどのように支援されようとするのか、伺います。

4点目に、産科医療の役割分担、連携のあり方について伺います。

産婦人科の医師不足が深刻な中で、都市部においては、院内助産所など助産師活用のこれからの絵姿は見えますが、現行法制度上や現場の実態から、産科医療機関がない地域においてこそ、結果として、助産師の十分な活用ができない現状です。近くの診療所や助産所が妊婦健診を行い、ローリスク分娩であれば助産師を主体に分娩を行い、ハイリスク分娩や妊婦の希望がある場合は、総合病院において分娩を行うなど、助産所や助産師を含めての連携、役割分担を行い、北海道独自の新たな産科医療の枠組みの検討が必要と考えますが、所見を伺います。

最後に、北海道競馬改革ビジョンについて伺います。

本年3月に策定した北海道競馬改革ビジョンにおいて、民間活力を生かした、札幌市内及び道内空白地帯でのミニ場外の早期設置方針が示されています。

7月には民間公募が行われ、来る12月9日には石狩市にミニ場外がオープンされることですが、場外馬券場は、ともすれば、迷惑施設という印象があることが危惧されます。

私も、20代のころですが、日高に6年間おりましたので、北海道の軽種馬産業振興のためには道営競馬の火を絶やしてはいけないと思いますし、ミニ場外の新設は競馬改革ビジョンのためには重要と考えます。さらに、逆説的に言えば、ミニ場外の新設が新たなファンの拡大につながるのならば、実績を上げているインターネット販売に集中すべきとも言えます。

ミニ場外を活用した馬産地と設置地域などとの交流が推進され、北海道の馬文化への理解の高まりや、消費者と生産者が直接つながる場の提供など、副次的な効果が発生するような施設運営をすべきと考えますが、道の見解を伺います。

以上、再質問を留保して質問を終わります。

◆（26番広田まゆみ君） 1点について再質問いたします。

指名停止期間の半減措置についての御説明ですが、全く納得できません。

このような適用は今後行わないとのお答えでしたが、それをどのように制度的に担保するのか、明確ではありません。

例えば、食品表示の偽装についての処分の判断基準は、継続性や反復性があるかどうか、改善に向けての意志が見られるかどうかなどにより、処分の軽重や、開示か非開示かなどが判断され、もちろん経済状況などは判断の材料には入りません。

違法性はないとはいえ、違反に対するペナルティーである指名停止処分について、情状酌量すべき特別の事由として経済状況を挙げられたことは、全く不公正であります。この判断をされた知事は、自治体の首長として、公正、公平という行政運営の基本的な認識に根本的に欠けていると申し上げざるを得ません。

昨年3月の朝日新聞に掲載された信頼度調査のアンケートによると、「余り信用できない」を含めると、約8割の人が政治家や官僚をそれぞれ信じていないと答えています。

これから税金の負担や分配のあり方について真剣な議論が必要なとき、政治、行政の信頼回復は、中央、地方を問わず、重要な課題です。

せめて、指名停止期間の半減措置について、このような適用は今後行わないと答弁されたのなら、どのように制度的に保障するのか、運用の見直しなども含めて早急に行い、道民の皆様に明らかにすべきと考えますが、見解を伺います。

◎（知事高橋はるみ君） 広田議員の再質問にお答えをいたします。

指名停止期間の短縮措置に関し、要領の運用についてであります。指名停止事務処理要領の運用の第2関係の第1項の3に規定する、

「情状酌量すべき特別の事由」の具体的な取り扱いについて検討したいと考えているところであります。

以上であります。

4 平成21年第2回定例会—06月22日-04号

◆（26番広田まゆみ君）札幌市白石区選出の広田まゆみです。通告に従って、以下、質問いたします。

まず、一つ目の行政改革について、5点質問します。

1点目ですが、知事の組織戦略について伺います。

私は、行政改革の本来の目的は、お役所文化、お役所にしか通じない常識を変えて、真に道民の皆さんのために働く組織にすることが第一義であると考えています。

財政再建は、もちろん、全庁挙げて取り組まなければならない重要な課題ですが、知事は、まるで、道庁組織をコスト削減の対象としか見ていないのではないのでしょうか。

職員の皆さんと接すると、個々の職員の士気の喪失や、組織の横断的、総合的な取り組みがうまく機能していないなど、道民にとって大きな損失であると考えます。

知事は、道庁組織のトップとして、道民の財産ともなり得る道庁組織がいかに最大の力を発揮できるか、何を組織戦略の目標に置いてこられたのか、伺います。

2点目に、縦割りを超えた政策議論について伺います。

常任委員会における各部との質疑においても、縦割りの壁によくぶち当たることがありました。

各部長間などで、部の枠を超えてしっかりした政策議論などがなされているのでしょうか。

確かに、数多くの推進本部などが仕組みとしてはありますが、十分機能していると知事はお考えなののでしょうか。それらの機能強化を図るためにも、トップリーダーとしての知事の果たすべき役割が大きいと考えます。

部の枠を超えて対応すべき政策の企画立案について、知事はどのようにリーダーシップを発揮されているのか、伺います。

3点目に、知事の目指す道庁職員の人材育成の方針について伺います。

道庁においても、さまざまな研修メニューが用意されているのは承知しています。それが研修のための研修になっていないか。先ほど第1問目で伺いました組織戦略の目標の達成や、政策を実現するための手段として機能しているかどうか、検証の必要があります。

三重県では、平成11年から、知事の方針として、経営品質向上活動に職員参加で取り組んでいます。

経営品質向上活動については、組織の目標、あるべき姿に向かって、全庁的なアセスメントによる仕組みづくり、そして、個人の意識改革から始まる組織風土づくり、この二つのアプローチから、常に、だれのために、何のために仕事をしているのかを再確認しながら、県民から見て最良の仕事のやり方を追求することを、知事から職員へのメッセージとして発信しています。

私がここで申し上げたいのは、人材育成の考え方の中に、現在の道庁の組織風土を把握し、その文化をどう変えるかという視点が必要だということです。

私は、変えなければいけない組織風土として、できない方法を並べる道庁から、できる方法を道民とともに考える道庁への脱皮を挙げたいというふうに思います。

事業者やNPOなどが新しい事業を起こすときに、現行法制度の規制の壁にぶち当たることがあります。私自身も、特にグリーン・ツーリズムや福祉の活動の中で経験してきました。その壁を超える手段として、幾つかの規制緩和が行われ、道州制特区などもその一つだと私はとらえています。

ただし、制度があっても、それを使いこなす現場の人材がいなければ始まりません。個人の資質では片づけられない問題があります。できない理由を並べるのではなく、できる方法をともに考える道庁職員が道民から求められています。

知事は、経営トップとして、道民のために、どんな人材を頭に描き、そのためにどのように取り組んでこられたのか、また、今後、何をすべきと考えているのか、所見を伺います。

4点目に、予算編成過程の情報公開について伺います。

変えなければいけない道庁の組織風土として、もう一つ私が感じることは、感覚が内向きだということです。

例えば、道庁は、財務情報の公開や、政策評価、予算策定後の情報公開については、ホームページ上でも非常にきめ細かく丁寧にされています。

しかし、道民にとって決してわかりやすいものではありません。自分たちの仕事が、だれのためか、何のためか、常に振り返る意識改革が必要です。

情報公開の本質は、意思形成過程の透明化により、行政側と道民が情報と責任を共有することにあります。

私の調査では、全国の21の都道府県で、知事記者発表の前に、予算要求状況や概要をホームページ上に公開しています。うち、少なくとも2県が、原課の予算要望段階から情報公開をし、予算編成途上に県民からの意見募集を行っています。この行政による情報開示は、予算情報を体系的に電子化することにより、一層進むものと承知をしています。

いずれにせよ、道民との共有を前提とした情報開示の考え方が求められています。知事の所見を伺います。

行政改革の問題の最後に、議員や団体等の道政への働きかけ、いわゆる口ききに対する情報開示について伺います。

2005年時点のデータですが、都道府県のうち、11県が、県政への働きかけに対する記録や、

その情報開示に関する規定や要領を定めています。うち、9県が、議員の口ききを想定した制度であり、鳥取県では、そのほかに市町村長が対象で、長野県では、議員のほかに、国家公務員や市町村自治体の三役、退職県職員などが対象となっています。

さらに、高知県では、知事への団体の働きかけも公開の対象となり、1階の県民室で随時閲覧できる仕組みになっています。

いずれも、この情報開示については、各県知事の政治姿勢のあらわれだとも言えます。議員や団体等の陳情、要望など、道政への働きかけに関する情報公開の対応について伺います。

大きな2点目として、北海道のブランド化戦略について伺います。

知事は、公約によると、食産業の一層の振興のためブランド化などを進めるとされています。どのように取り組まれてきたのか、伺います。

一口に北海道ブランドと言っても、北海道は広く、多様な切り口があります。北海道トータル、あるいは、十勝やオホーツクなどの地域ブランドとして、そこに商品をぶら下げていくのか、商品のブランド力を強化して、その一つの商品から北海道や地域の付加価値を高めていくのか、それによって、技術開発の方向性もプロモーションの方法も変わってくるはずです。

高知県に、馬路村という、人口が1200人足らずの村がありますが、「ごっくん馬路村」というユズのドリンクを中心に、年間30億円を超える売り上げを上げています。

今は組合長になられた東谷さんという方が、職員時代に必死にユズ商品の市場開拓をしたことがきっかけですが、商品だけではなく、過疎で高齢化の進む村を逆手にとって、実際に地元住民やその地域の方言を使って、馬路村そのもののファンをふやす、通信販売を主体とした販売戦略で成長しました。

北海道では、今、農家の女性たちを中心に、個性あふれるトマトジュースやシソジュースが各地でつくられています。

北海道という地域ブランドとして引っ張るのか、あるいは、北海道の地ビールならぬ、地ドリンクのコンテストなどを開催して、一つの商品に着目して全体を引っ張るのかによって、現場への支援策が変わってくると考えます。

道としての今後の市場開拓の方針などのブランド化戦略を伺います。

大きな3点目として、試験研究機関改革について伺います。

この間、道としては、独法化は単なる切り捨てではない、機能強化であると説明されてきました。

そこで伺いますが、前段で申し上げました、知事公約でもある北海道のブランド化戦略と、試験研究機関改革の今後の方向性を関連づけて検討されるべきと考えます。

例えば、一つの例ですが、「きらら397」に始まり、道産米は、さらにおいしいお米、おいしいお米と、品種改良を続けています。試験研究機関を初め、普及活動など、その努力を否定するものではありません。しかし、生産現場、試験研究機関、販売の側の一致した戦略として研究開発が行われているのでしょうか、見解を伺います。

次に、大きな四つ目ですが、地球温暖化対策について、2点伺います。

1点目は、地球温暖化対策推進計画策定の考え方についてです。

先ごろ、道議会において議員提案により制定された条例に基づき計画策定が進められると聞いていますが、その策定の考え方について伺います。

滋賀県では、2008年3月に、持続可能な滋賀社会ビジョンが策定され、洞爺湖サミットでも高い評価を受けました。

2030年には、温室効果ガス排出量を、1990年比50%削減することを目標に、各セクターの取り組むべき方向が示されています。道としての目標設定を含め、計画策定の考え方について伺います。

2点目ですが、カーボンオフセット制度の創設について伺います。

議員提案の条例可決に至る過程で、道経連などの反対があったことは、皆さんも、新聞報道などで周知の事実です。

しかし、長期的に見たとき、経済界と一体となった温暖化対策は、北海道の地場の中小企業支援策や新たな産業おこしに効果的です。

前述の滋賀県では、経済界と県との協働によるカーボンオフセット制度の創設により、事業者が努力しても減らせなかったCO₂の量に応じて、県内の自然エネルギーなどへ資金を提供することにより相殺する仕組みをつくるとしてありますし、そのために基金を設けることが示されています。道としても検討されるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、大きな五つ目ですが、再生可能エネルギーについて伺います。

先ほど温暖化対策についても質問いたしました。京都議定書以降、国レベルで、地球に優しいと言われるさまざまな行動促進や技術開発が行われていますが、余り効果を上げていない実態にあります。

例えば、ガソリン自動車を、電気や水素のエンジンに転換すれば問題が解決するように言われていますが、その電気や水素をつくるための第1次エネルギーについて言及されることはほとんどありません。

結局は、石油か、原子力か、自然エネルギーかの選択の問題であり、北海道は先駆けて、原子力は過渡的エネルギーであるとして、新エネルギー促進条例を平成13年に定めてきたことは誇るべきことだと考えます。

中でも、北海道の特性から、家畜ふん尿や放置間伐材などを利用したバイオマスエネルギーは、北海道にとって非常に重要な資源になり得ます。

ところが、バイオマス推進の庁内的な推進体制はあるものの、農政部においては、家畜ふん尿は適正処理と土壌改良が、水産林務部においては、森林材の需要促進が主要な政策目的となってきた経過があり、エネルギー問題として、また、新たな産業おこしとしての視点が弱いと私は考えます。より強い取り組みが必要と考えますが、見解を伺います。

二つ目に、今回の経済危機対策の中の地域資源利用型産業創出交付金について伺います。

先進的なバイオマス利活用施設整備の補助金が、民間事業者、公共団体等を対象に193億円計上され、しかも、運転経費は全額国が負担することとなっています。

北海道の現状を見ると、例えば、バイオマス発電は、道内40カ所で行われていますが、設備導入費用が高いほか、電気の販売単価が安く、エネルギー施設として採算が得られるものとなっていません。

北海道にある有効資源が未利用状態であることはもったいないし、また、国が提唱するような巨大先端型技術ではなく、北海道の自然、社会、技術に立脚した地域経済モデルとして、バイオマスエネルギーを推進する北海道独自の取り組みが必要です。道として、この事業をいかに活用するのか、見解を伺います。

また、道としては、条例に基づき、平成14年に計画を策定し、新エネルギーに関する取り組みを進められてきましたが、現状はどうなっているのか、さらに、現計画は2010年为目标年度となっていますが、次の展開をどのように考えているのか、伺います。

次に、大きな6点目ですが、北海道ミュージアム構想のその後について伺います。

道では、昨年、北海道文化審議会に対し、北海道における博物館のあり方と北海道開拓記念館の役割について諮問し、現在、その文化審議会の特別委員会において具体の検討がされていると承知をしております。

私は、前回の一般質問のときにも、箱物の改革のみにとどまらず、道内のさまざまな人材や情報などのネットワークも含めた歴史総合博物館としての必要性を求めてきました。

私自身も、道立篠路高校の塚田敏信先生の指導を受け、フリースクールの子どもたちと一緒に、地元・白石の地域の歴史発見のインタビューや資料収集等を始めました。

塚田敏信先生は、道立篠路高校の図書館を一般開放し、生徒と一緒に、市民講座や、札幌で出版された書籍の展示発表会などを行っています。決して交通の便がよいとは言えない篠路高校に、講座の日には約80の方が集まられていました。

釧路勤務時代には、これも学生と一緒に、町並みのスケッチや建物の建材調べなどを行い、そ

の資料は、都市開発以降、今では、古本屋で高い値がつけられるほど、釧路の町並みを知る貴重な資料になっています。

行政の歴史や大企業の歴史は残っても、庶民の暮らしや小さな商店の歴史は、意識的に残さなければ残りません。北海道ミュージアム構想が、この塚田先生のように、地域の生活史や資料を大切に集め、ただ集めるだけではなく、若い人たちにつなげていこうと頑張っている人たちに光が当たるような構想になるよう求めるものです。現時点で、どのような視点で検討が進められて、こういった議論がされているのか、伺います。

大きな七つ目に、地域の公共交通確保対策について、3点伺います。

1点目は、市町村の公共交通計画についてです。

北海道交通ネットワーク総合ビジョンに基づいて、多様な主体の連携により、道内の地域公共交通についての取り組みが進められるという方針が確認されています。道内市町村においても、公共交通計画の策定が求められているはずですが、いまだ策定前の町村もあります。道として、今後どのように取り組まれる予定か、伺います。

2点目は、現在の公共交通に関する協議の場の機能の見直しと機能強化です。

支庁単位で地域公共交通の協議の場が設置され、現状では、民間バス事業者への赤字補てんのあり方などについて協議されていると承知しています。支庁も参画をしていますが、基本的には運輸局と市町村が主体になっています。

病院や学校の集約化を一方の政策として進める道として、支庁単位の公共交通計画について、医療や学校の所在地や、規制緩和によって認められるようになった過疎地有償運送や福祉有償運送などの検討も含めた公共交通全体の検討の場が必要です。

また、赤字補てんのみではなく、公共交通の利用者をいかにふやしていくかという観点での結節・連携機能の議論を進めることが道に期待されている役割と考えます。道の取り組みと、その必要性について見解を伺います。

3点目に、障がい児・者の権利条例の制定を受けて、交通政策担当課として、バリアフリー化についてどのように取り組むのか、見解を伺います。

大きな8点目ですが、北海道らしい地域振興のあり方について伺います。

北海道には、食や再生可能エネルギーなど、未来に向けた大きな財産があります。持続可能な地域社会づくりにもっと資源と人材を投入すべきだというふうに思います。

しかし、知事の経済政策や政治スタンスを見ると、道央圏を中心に自動車産業などを誘致し、経済効果を波及させようという、古い時代の構造転換論が土台にあるように思います。

知事の支持母体の御意思なのか、知事御自身の御意思なのかは存じ上げませんが、北海道の未来に責任を持つためには、知事みずからがこれまでの方向を改め、これまで質問させていただいた課題などを重点に、机上や目先の経済成長ではない、真に一人一人の道民の暮らしを守る地域振興策を充実強化すべきと考えます。

特に、再生可能エネルギーなどについては、温暖化対策だけではなく、ピークオイルなど化石燃料の枯渇を見越せば、まさに人類存続の課題であり、道民の暮らしを守る方策とも言えます。見解を伺います。

最後に、教育課題について、3点伺います。

1点目は、少人数学級拡大のための取り組みについてです。

道は、現在、国の加配定数の範囲で、小学校1学年、2学年、中学校1学年について、少人数学級に取り組んでいます。

北海道の基礎学力の低下や教職員の疲労感、子どもたちの孤独感などがさまざまなデータで示されている中、一つの解決策として、少人数学級の範囲を拡大する、可能であれば、全学年を対象とすることが必要であると私は考えます。

山形県では、全学年での少人数学級を既に実施しています。財政難を承知の上での質問ですが、少人数学級の拡大についてのこれまでの経過や、今後についての考え方を伺います。

2点目は、特別支援教育の取り組みについてです。

先ごろ、障がい児・者の権利条例が制定をされました。障がいがあっても、地域で学び、ともに暮らせる地域づくりは、私の公約の一つでもあります。

特別支援というのは、本来、いわゆる隔離することが前提ではなく、すべての子どもが望む教育を受ける権利があり、その能力や希望に応じて、すべての子どもが特別に支援される権利があるというのが本来の意義です。

私としては、障がいを持つ子どもたちにとって社会の最初の壁となる、校長などの管理職や教育委員、就学指導委員の選定の条件として、障がいを持つ人とともに生きた実践経験を求めたいところですが、最低限、まず第一歩として、管理者教育や教職員教育がより充実されるよう、条例の制定を機に検討すべきではないでしょうか。

特に、障がい当事者を講師に招き、直接話を聞く機会を設けるなど、まず、当事者から学ぶ姿勢を、教育長みずから積極的に内外に示す必要があると考えますが、見解を伺います。

最後に、米飯学校給食及び教室炊飯の推進についてです。

高知県南国市では、家庭用炊飯器を学校給食調理場に導入し、食育の授業と連動させて、炊きたての温かい御飯を提供しています。子どもたちの食べ残しが劇的に減少するなど、教育効果は高いと評価をされています。

農水省でも、支援事業のメニューとして、家庭用炊飯器などの購入費の助成が行われています。

過去に、道内でも、地域のお母さんたちや幾つかの自治体で、より設備投資の負担が少ない教室炊飯も含めて、米飯給食について検討した事例もありましたが、学校給食法で定める衛生管理基準の壁もあり、実現できていません。場合によっては、学校給食法の緩和も含めて、道として、米飯給食や教室炊飯の推進策について検討すべきと考えますが、見解を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

◆（26番広田まゆみ君）1点について再質問します。

少人数学級の拡大について、教育長に再質問します。

本来であれば、財源の問題ですので、知事にもお伺いしたいところですが、教育庁として重点にも挙げていない状況では、再度、教育長の見解を伺うしかありません。

これまでは、全学年に少人数学級を導入すべきと質問してきましたが、例えば、少なくとも、進路を決める時期である中学校3年生や、変わり目である小学校6年生に少人数学級の拡大の検討はできないのでしょうか。

道東で、町村長さんたちのお話を聞く機会がありました。厳しい財政状況の中でも、町単独で、小中学校の少人数学級を実施しているというお話を伺いました。

道が借金を減らそうというのは、究極的には、子どもたちや孫たちにツケを回さない、子どもたちの未来に向かっての施策であると考えます。

この間の道議会での、例えば、いじめや学力の低下や、さまざまな議論を踏まえても、少人数学級を実施して、今の子どもたちにきめ細やかな教育を実施すべきと考えます。

道の試算では、全学年で少人数学級を実施すると、82億円もの大変大きな道費負担が想定をされます。額は確かに大きいのですが、私の計算では、一般会計予算の0.28%です。本当にこの予算を確保できないのでしょうか。

財政難を理由に、それぞれの部が政策を自己規制してしまえば、各部にまたがった政策の選択と集中の議論も、本当の意味でスタートラインにさえつけないのではないのでしょうか。

まず、原課が、担当部が、そして、教育においては教育庁が、みずからの政策の重要性をしっかりと訴えるべきであると考えますが、再度、教育長の所見を伺います。

◎（教育長高橋教一君）広田議員の再質問にお答えをいたします。

少人数学級編制についてでございますが、先ほどお答え申し上げましたとおり、本道におきましては、基本的生活習慣の定着や学習の基礎、基本の定着を目的として、国の加配定数を活用し

ながら、小学校第1、第2学年、中学校第1学年におきまして少人数学級編制を実施しているところでございますが、道独自で少人数学級編制のさらなる拡大を図ることにつきましては、道の財政が大変厳しい状況にありますことから、難しいものとは考えておりますが、道教委といたしましては、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、今後とも、少人数学級に対する定数措置など、教職員定数の改善が図られますよう、国に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

5 平成21年第4回定例会—12月01日-03号

◆（26番広田まゆみ君）通告に従いまして、質問をさせていただきます。

地域主権の北海道づくり、予算編成、環境政策と連動した経済活性化、子ども政策の、大きな4点について、知事、教育長に伺います。

まず、地域主権の北海道づくりについてですが、政権交代から76日が過ぎました。

私は、今回の政権交代の意味を、単に政権政党の交代ではなく、明治維新から続いてきた中央集権化、工業化を中心とした国づくりから、地域主権、脱工業化の国づくりをスタートする契機だと考えています。

そうした意味で、これからの日本の国づくりを考えても、北海道の役割は重要ですし、ましてや、地域主権の北海道をつくっていくためには、地方政府としての北海道庁、そして、私たち北海道議会の責任はより重くなるばかりです。

私は、北海道議会のミッション、社会的使命は、知事が、公正、適正に、政策の立案、決定、予算の編成、執行、評価を行っているのかを審議し、その審議経過を道民の皆さんに明らかにするとともに、二代表制の一翼を担うものとして、知事に欠けている政策を条例提案などによって補うことだと考えていますが、知事は、政権交代を受けて、知事御自身のミッション、果たすべき社会的使命をどのようにとらえているか、知事のお考えを伺います。

次に、地域主権のリーダーシップについて、知事のお考えを伺います。

新政権のマニフェストに付随する政策集によれば、向こう5年から10年の間に地域主権国家の基礎をつくると示されています。

従来、知事が発言されていたように、北海道こそが道州制など地域主権の最先端であるとするならば、その地域主権国家づくりの制度設計に際して、中央政府の動向を待つまでもなく、知事みずからが、多様な基礎自治体のあり方など、先進モデルとして、地域主権の国づくりの議論をリードすべきと考えますが、知事はどのように臨まれるのか、伺います。

次に、現在行われている中央政府の事業仕分けの対応について、地域主権の観点から伺います。

政権移行の過程において、中央政府の事業が見直しをされています。政権の維持、延命のために、政権交代が想定される選挙を自治体の予算策定期間まで引き延ばし、しかも、3年先の事業の基金まで地方に配分していった前政権に対して、改めて怒りを覚えます。

事業仕分けの現在の状況は、中央集権と補助金行政の弊害からの脱却過程とも言えます。私は、学校教育や社会保障に関する補助金に対応する部分は、必要額を確保することを前提に、一日も早いひもつき補助金の廃止と一括交付金化の前倒しを中央政府に求めていくべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、見直しの対象になった事業について、知事は今後どのように取り組まれるのか、伺います。

知事は、中央政府をパートナーと表現されていると伺いましたが、政権党がどこであろうと、時として、中央政府と厳しく対峙する姿勢が地域主権時代の知事には求められると考えます。

例えば、今回の事業仕分けに対しても、もし、本当に北海道の未来のために重要かつ緊急な事

業で、政策目的実現のためには、中央政府の事業の存続以外にほかの選択肢が全くないと、今定例会における道議会の議論において総意を持って判断された場合は、中央政府に事業の継続について正式に申し入れをし、その結果について——今回の場合に、それが当てはまるかどうかは検討が必要ですが、紛争処理委員会への申し立ても視野に入れて、まさに中央政府と対等に対峙する姿勢が必要と考えますが、知事の今後の対応について伺います。

大きな2点目として、これからの予算編成のあり方について伺います。

栗山町においては、議会基本条例により、町長が、計画、事業などの提案をする際には、その政策の発生源、代替案の検討、類似自治体等との比較、将来にわたって必要なコストの試算などの説明をすることを定めています。

厳しい財政状況の中で、何が道民にとってベストの選択なのかを、より開かれた議論の中で責任を持って判断することが、地方自治体や地方議会に求められています。

北海道議会基本条例に基づいた不断の改革も必要ですが、あわせて、いわゆる事業仕分けの手法を、中央政府よりも、むしろ、住民の暮らしの現場に近い地方政府にこそ積極的に導入すべきだと考えます。また、一括交付金制度を初めとして、地方財政制度が充実をすればするほど、その必要性は増します。

事業仕分けの手法の導入について、多くの方が質問されておりまして、繰り返しになりますが、改めて、必要性の有無、導入のスケジュールについて伺います。

次に、これからの社会資本整備のあり方について伺います。

事業仕分けの考え方とは、常に、道民にとってそれがベストの選択なのか、事業目的と事業効果、そのコストについて、科学的な説明責任を事業主体に求めていくという考え方です。

その視点で北海道の公共事業を見ると、現在の北海道の公共事業は、開発予算一括計上といった仕組みにおいて行われており、予算が計上されてしまえば、ただそれを執行するだけで、その実施に当たって、本質的な質の評価が行われておらず、道は、事業の実施主体として、道民への説明が不十分であり、責任を果たしていません。

道においては、社会資本整備の重点化方針を定めていますが、各部を超えた公共事業の優先順位が議論されておらず、事実上、機能していない状況にあります。

予算が計上されてから執行されるまでに、外部の評価を取り入れた情報開示の中で、選択と集中を図っていくべきであると考えますが、見解を伺います。

次に、政策評価について伺います。

先ほど来触れてきました事業仕分けの考え方は、予算の編成過程の公開の手法として、非常に有効であるということは、皆さんも報道などでごらんになっていることだと考えます。

今回の中央政府の手法は、道庁で言えば、財政課査定の状況を情報公開したのと言えますが、これを、PDCAサイクルなども含めて地方でゆっくりとやっていくとすれば、この事業仕分けの手法を政策評価に試験的に導入する方法も考えられます。

現在の道庁の政策評価は、各部評価、知事評価も、実質、内部で完結しており、さらに、経済性、効率性のみが優先しているため、道民にとっての事業効果・目的の達成度などについての評価は弱い傾向にあると私は考えています。

外部評価、もしくは、他府県の動向を見れば、議会常任委員会による審議を各部評価の段階で入れるべきだと考えますが、知事の考え方を伺います。

予算編成についての質問の最後として、予算編成の透明化を図るために、道職員のOB、議員等の口きき、働きかけの公開要綱の制定について伺います。

これまで、予算特別委員会などで、文書が存在すれば、情報公開条例に基づいて取り扱うとの答弁を部からいただいておりますが、そもそも、文書としての取り扱いも定めた要綱を定めるべきと考えます。行政、政治への信頼回復、透明性確保のために重要と考えますが、知事の見解を伺います。

既に11県ほどでこのような要綱を制定しておりまして、知事の政治姿勢を示すものにつながるとは思いますが、見解を伺います。

次に、環境政策と連動した経済活性化について伺います。

他党派から、新政権が進める地球温暖化対策について、経済に与える影響などについて危惧する声がありました。

しかし、私は、地球温暖化対策を契機とした環境問題への抜本的な対応こそが、産業構造や税財源の脆弱さが指摘される北海道の再生につながると確信をしております。

世界の再生可能エネルギーへの投資額は、毎年60%前後の成長を続けており、2020年には、知事が力を入れてこられた自動車産業と肩を並べると推計されます。

今、必要なこととして、北海道に、そのお金が回る仕組みをどうつくるかが問われています。そして、札幌一極集中ではなく、豊富な自然エネルギー資源がある地域の中に、そのお金をどう循環させていくかという、その制度設計が問われています。

私は、まずは補助金のみではなく、固定価格買い取り制度によって、市場の力で再生可能エネルギーの利用を促進できる仕組みについて、炭素税や地方環境税の導入による財源保障を土台として、さまざまな税制優遇などにより脱化石燃料を進めていくことが、道民の未来の暮らしを守る観点からも、非常に重要だと考えております。

その立場で、環境政策と連動した経済活性化について、知事の考え方、北海道の取り組みを伺います。

まず、循環資源利用促進税基金の活用についてですが、循環資源利用促進税は、その導入から3年が経過したところですが、平成20年度までの循環資源利用促進税基金の残高は6億1500万円となっており、厳しい財政状況の中では、循環資源利用促進税の目的に沿った、より効果的な活用が求められていると考えます。

制度成立の経過から、道として、中小企業支援策としても取り組まれていると承知していますが、今後、中小企業における循環型社会ビジネスを振興するため、より使いやすく、効果のある制度としていく必要があると考えています。今後どのように取り組まれるのか、伺います。

次に、全量買い取り方式の固定価格買い取り制度についてですが、政権党においては、マニフェストに基づき、再生可能エネルギーの全量買い取り方式の固定価格買い取り制度の早期導入を目指して、再生可能エネルギーの全量買い取りに関するプロジェクトチームを10月末に立ち上げて、平成22年3月を目途に中間取りまとめを行うこととして、検討を開始しています。

前政権から引き継いだ現行の太陽光発電の余剰のみの買い取りでは、制度的な問題や、実際の再生可能エネルギーの利用促進の効果も少なく、私としては、中央政府が一日も早く再生可能エネルギーの全種・全量買い取りの固定価格買い取り制度を導入すべきと考えますが、道としての考え方を伺います。

また、再生可能エネルギーの導入拡大についてですが、全種・全量買い取りの固定価格買い取り制度を視野に入れながら、本道における地域特性などから、地熱利用や家畜ふん尿、風力、小水力発電など、さまざまな可能性にあふれている再生可能エネルギーの利用拡大を一層進めていかなければなりません。

道として、こうしたエネルギーの利用拡大にどのように取り組まれ、どのような制度的課題があるか、そして、さらに今後どのように取り組んでいくか、伺います。

次に、環境対応車の普及について伺います。

ハイブリッドや電気自動車、そしてバイオエタノール対応車など、自動車の低燃費、脱石油が加速していますが、その中で、例えば、多様なエネルギーを供給できるフルスペックスタンドなどといったインフラ整備の必要性など、さまざまな問題も明らかになってきております。こうした電気自動車など環境対応車の普及に対する道の考え方を伺います。

このテーマの最後に、エネルギー問題懇談会について伺います。

道では、ことしの8月に北海道エネルギー問題懇談会を設置したと承知しています。この懇談会には、大変幅広い分野の方が参加をされ、新エネルギーの事業者や消費者団体、そしてエネルギー事業者の大きな会社の方たちなども一緒にテーブルに着いており、こうした場でエネルギー問題について幅広い議論が行われることについては、先進的な取り組みであり、経済産業省の中

でも、そういうことについてはまだまだ乏しい形です。

その中で、私も大変期待をしておりますが、懇談会の検討状況はどのようなになっているのか、伺います。

最後の大きな項目として、子ども政策について伺います。

まず、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の見直しについてですが、子どもや家庭にかかわる問題については、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省、通学路の問題は国土交通省、職業教育や塾は経済産業省など、多くの省庁にまたがっています。

特に、子どもの問題に関しては、縦割りの弊害をなくし、包括的な取り組みを進めることが重要であるとして、新政権においても議論がなされているところです。

現在、保健福祉部の所管で「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の見直し、検討が行われていますが、教育サイドとしてはどんな取り組みをされるのか、伺います。

また、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」は、少子化対策が基本であり、北海道において、子どもたちの問題解決に向き合う取り組みが不足していると私は考えます。

例えば、不登校の問題ですが、本道では、公立の小学校、中学校、高等学校の不登校の子どもたちは、平成 20 年度は 4807 人、適応指導教室で指導を受けた人数だけで、平成 19 年度は 473 人、20 年度は 502 人となり、フリースクールなど民間施設には、平成 19 年度は 286 人、20 年度は 177 人であり、今、フリースクールの現場を見ると、学齢期を過ぎても、社会に就労の場や居場所がなく、そこに通いつける若者たちが多くなってきました。

憲法 89 条により、現段階では公的教育機関としてみなされないフリースクールに対して、直接的な財政的支援が困難な中、道としては、これまでどのように支援をされてきたのか、伺います。

また、定時制には、昨今、不登校と言われる子どもたちが入学し、進学、就職するケースも出てきました。定時制高校に新たな役割が出てきたとも言えます。道として、定時制高校の今後にどのような考えを持たれているか、伺います。

最後になりますが、平成 15 年に、文科省から不登校に関する通知が出ています。基本的には、その通知をもとに、学校復帰のための支援の取り組みが現場で行われていると承知しています。

学校教育法ありき、文科省ありきではなく、まず、子どもたちや関係者の声をしっかり聞く仕組みづくりも含めた、北海道モデルの不登校対策を構築すべきと考えます。

ぜひ想像していただきたいのですが、もし、学校教育法がない状態の中で、文科省の指導要領もない状態の中で、目の前に不登校などの問題を抱える子どもがいたときに、北海道として、その現場にいる人たちがどうするかということ、子どもたちを目の前にして、しっかり考えていただきたいということをお願いしたいと思っています。ぜひ見解を伺います。

以上、再質問を留保いたしまして、私の質問を終わります。

◎（知事高橋はるみ君）広田議員の質問にお答えをいたします。

最初に、地域主権の北海道づくりに関し、まず、知事としての役割、使命などについてであります。私といたしましては、これまでも、道民の皆様、そして北海道の将来にとって何が大切かという視点に立って、地域の方々や道内の各界各層の皆様方の御協力をいただきながら、経済の活性化や道民の皆様の福祉の向上を目指し、さまざまな施策の推進に努めてきたところであります。

こうした中、先般、新政権が誕生し、平成 21 年度の補正予算の見直しを初め、マニフェストに関するさまざまな検討や新年度予算編成に向けた作業などが鋭意進められてきておりますが、私といたしましては、地域の厳しい実情を踏まえ、まずは、本道の景気、経済の一刻も早い回復や、医療や福祉、子育てなど、道民の皆様が安心して暮らしていける生活環境の整備を進めていくことが必要であると考えております。

また、こうした取り組みとあわせ、北海道の将来に向けて、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の創造や、食や環境、エネルギーなどといった、北海道の価値を高める新

たな取り組みを着実に進めていくことが重要と認識しており、こうした観点に立って、道民の皆様力を結集してまいりたいと考えております。

次に、地域主権に向けた姿勢についてであります。道においては、この国の形を、これまでの中央集権から転換し、地域のことは地域で決めることができるようにする地域主権型社会の実現が何より重要との考えを、地域主権型社会のモデル構想 2007 において示しているところであります。この考え方は、新政権が実現を目指す地域主権改革と相通するものであると認識いたします。

この地域主権型社会の実現に向けては、これまで、自主的な市町村合併や、道から市町村への権限移譲の推進、さらには、道州制特区など、さまざまな取り組みを行ってきたところであります。

今後、地域主権に関する国の動向も注視しながら、全国知事会と連携し、国等への必要な働きかけを行っていくとともに、さまざまな機会を活用して、市町村や道民の皆様と十分な対話を重ね、相互に知恵を出し合い、御理解と御協力を得ながら、地域主権型社会の実現に向けた取り組みを一歩一歩着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、事業仕分けに係る今後の対応についてであります。このたびの事業仕分けにおいて、廃止や縮減など見直しの対象となった事業の中には、本道経済の活性化や道民の皆様暮らしの安定を図る上で必要な事業が含まれておりますことから、先般、平成 22 年度国費予算要望の際に、本道選出の国会議員の皆様、事業継続の必要性など、道としての考え方を御説明申し上げたほか、北海道東北地方知事会として、国に対し緊急提言を行ったところであります。

また、現在、事業仕分けによる本道への影響について取りまとめを行っているところでありますが、私といたしましては、昨日の行政刷新会議において、事業仕分けの結果が報告されるとともに、来年度予算編成の基本方針などが決定されたことから、廃止や縮減などとされた事業の取り扱いも含め、引き続き、国の予算編成の動向を注視するとともに、道議会での御議論を踏まえながら、全国知事会や、道内の市町村、経済界などと連携をして、地域の実情や課題を国に対して発信するなど、本道にとって必要な施策が実施されるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、補助金の廃止及び一括交付金化については、担当の部長から答弁をさせていただきます。

次に、予算編成のあり方に関し、まず、社会資本整備の考え方についてであります。毎年度の国への予算要望に当たっては、市町村や国の開発建設部などで構成をする地域づくり連携会議において、地域の要望を把握するとともに、道の事業においては、社会資本整備の重点化方針に基づき、選択と集中を基本に事業の選定を行ってきているところであります。

また、新たに着手する大規模事業などを対象として、政策評価委員会における学識経験者などの意見を踏まえ、事業の妥当性や必要性等の評価を行っており、ホームページで情報公開するなど、透明性の確保にも努めているところであります。

政府では、各種の補助制度を廃止し、一括交付金化することなどの検討を行うこととしていると理解しており、こうした方向性は、地方の自由度と裁量性を高める地域主権の観点から重要なことと考えているところでありますが、今後とも、政府の検討状況を注視しながら、必要な提案、要望を積極的に行うとともに、道といたしましても、政策評価や情報公開のさらなる充実を図り、本道の将来にとって必要な社会資本整備が着実に進められるよう努めてまいります。

次に、道政への働きかけなどについてであります。道におきましては、職員が、議員の方々や団体等から陳情や要望等を受けた場合は、文書管理規程等に基づき、内容に応じて、それぞれ適切に対応いたしているところであります。

また、その対応に関し、開示請求があった場合には、情報公開条例に基づき、非開示情報に該当する場合を除き、開示することといたしております。

道といたしましては、道政運営の公正性や透明性を確保することは極めて重要であると考えているところであり、今後におきましても、職員一人一人が適切に事務処理を行うほか、情報公開制度の適切な運用などにより、開かれた道政の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、事業仕分けの検討などについては、担当の部長から答弁させていただきます。

次に、環境政策と連動した経済活性化に関し、まず、循環資源利用促進税についてであります。循環資源利用促進税条例は、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進を目的として、平成18年10月に施行されたところであります。

道といたしましては、その税収を活用して、リサイクル施設の整備に対する補助事業などを実施しておりますが、特に、中小企業に対しては、リサイクル製品の市場調査などに対する補助やアドバイザーの派遣事業、研究開発補助事業における補助率のかさ上げなど、中小企業の取り組みに配慮した施策を展開してきたところであります。

今後とも、中小企業のニーズを踏まえながら、制度の運用や事業のPRに努め、道内における産業廃棄物のリサイクルに取り組む中小企業を支援してまいりたいと考えております。

次に、全量買い取り方式の固定価格買い取り制度についてであります。この制度は、電気事業者、新エネルギーなどから発電された電気を一定価格で購入するよう義務づける制度であり、ドイツ、スペインといった導入国では、高い買い取り価格によって、再生可能エネルギーの利用が進んでいるものと承知をいたしております。

一方、固定価格買い取り制度につきましては、適切な買い取り価格の設定や費用負担の公平性の確保、発電事業者のコスト削減インセンティブがききにくいといった課題もあり、電気料金の引き上げによる家庭の負担増や経済活動への影響も懸念されているところであります。

このため、道といたしましては、このたび始まった、新たな太陽光発電の買い取り制度の効果を見きわめるとともに、国の制度設計などの動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、再生可能エネルギーの導入拡大についてであります。これまで、道といたしましては、道内に賦存する環境に優しいエネルギー資源を利用して、新エネルギーの開発、導入の促進が図られるよう、道有施設への率先導入や、市町村に対する導入支援に取り組むとともに、試験研究機関における研究開発、企業の製品開発への支援、導入事例や賦存量、国の支援施策などの情報提供を行ってきたところであります。

また、新エネルギーの導入には、技術開発のおくれ、導入コストの高さなどの課題があるものと考えており、道といたしましては、積雪など本道の気候条件に適した技術の開発に取り組むとともに、新エネルギー設備に係る技術面、コスト面の課題解決に向けた道内企業の取り組みを促すほか、国に対し、利用促進に向けた支援措置の拡充を要望してきたところであります。

今後、市町村を対象に、新エネルギーの種別ごとの導入課題と、各種制度の活用に向けた検討状況を把握することといたしているところであり、そうした地域の実情を踏まえ、新エネルギーの一層の導入拡大に努めてまいりたいと考えております。

なお、環境対応車の普及などについては、担当の部長から答弁させていただきます。

以上でございます。

◎（総務部長多田健一郎君） 予算編成のあり方に関し、事業仕分けの検討についてでございますが、今回の国の事業仕分けについては、透明性の確保という趣旨は評価しているところであります。一方で、対象事業の選定や評価の基準が明確になっているのか、また、時間的な制約の中で、十分な議論となっているのかなどの課題もあると考えております。

このため、道における一連の予算編成過程の透明性の確保や道民参加の観点から、ただいま申し上げた、さまざまな課題などに留意しつつ、現在実施している政策評価の一層の充実など、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、政策評価についてでございます。道の政策評価は、制度開始から10年を経過し、道政を取り巻く環境の変化に伴い、制度の見直しが求められているところでございます。

このため、現在、簡素で効果的な評価制度の構築に向けて、新たに、政策評価委員会の活用も含めた外部評価の仕組みなど、制度の見直しを検討しているところでございまして、早期に、その方向性について明らかにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎（総合政策部参事監前川克彦君） 地域主権の北海道づくりに関しまして、補助金の廃止及び一括交付金化についてでございますが、道といたしましては、将来にわたって、道民に必要な行政サービスを安定的に提供していくためには、地方における十分な一般財源等が確保されることが何より重要であると考えているところでございます。

このため、補助金の一括交付金化につきましては、今後の政府の具体的な制度設計の検討に当たって、地方が必要とする事業の執行に支障が生じないよう、必要な総額を確保することや、社会保障など義務的な性格のものについて、その必要額を確保することなどに十分配慮した制度とすることが必要と考えております。

道といたしましては、今後とも、地方の意見がしっかりと反映され、真に地方の自由度と裁量性が高まる制度となるよう、全国知事会などと連携しながら、国に対し、働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎（経済部長渡辺健君） （環境政策と連動した経済活性化に関しまして、初めに、環境対応車の普及についてであります。道といたしましては、これまで、公用車として利用しているクリーンディーゼル車や燃料電池車の性能を実際に道民の皆様に体感していただく展示試乗会など、各種普及啓発イベントを開催してきております。

また、今年度、電気自動車や天然ガス自動車なども加え、より多様な環境対応車を体感できる展示試乗会や、セミナー、アンケートを実施するなどして、居住圏の特性やライフスタイルに応じた環境対応車の利用促進と、必要な利用環境の整備に役立ててまいりたいと考えております。

今後とも、道といたしましては、こうした取り組みを通じ、乗用車のエネルギー消費が多い道内において、省エネ、新エネの推進を図るとともに、中長期的に成長が期待される産業として、次世代自動車関連産業の集積にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北海道エネルギー問題懇談会における検討状況についてでございますが、この懇談会は、エネルギー供給事業者や大口需要者、消費者団体、経済団体、学識経験者などの方々と一緒になって、エネルギーをめぐるさまざまな問題について御議論いただく場として、本年8月に設置しております。

参加いただいた皆様からは、道内におけるエネルギーの部門別の消費実態や、エネルギー資源の賦存量の把握が必要であること、地球温暖化問題に対する、エネルギーの供給と産業サイドにおける課題、さらには、バイオエタノールや石炭、新エネルギーの利用促進などに関し、さまざまな御意見、御提言をいただいたところでございます。

こうした御意見を踏まえ、その後におきましては、勉強会の開催や企業訪問、委託調査などにより、エネルギー需給の現状と環境変化を分析し、課題を明らかにするとともに、本道にふさわしいエネルギー需給のあり方や戦略的な取り組みなどを論点とした検討を進めており、年度内を目途に取りまとめを行うこととしているところでございます。

以上でございます。

◎（教育長高橋教一君） 広田議員の御質問にお答えします。

子ども政策に関しまして、まず、道教委としての取り組みについてでございますが、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の第1期計画におきましては、道教委といたしまして、次代の親づくりのための教育、啓発の推進、地域特性を生かした魅力ある教育環境の整備、家庭及び社会教育への支援の促進、いじめ、非行、不登校等に対する相談・支援体制の整備を柱といたしまして、取り組んできたところでございますが、特に、不登校につきましては、スクールカウンセラーの配置などによる相談体制の充実や、適応指導教室等と学校、関係機関が連携し、児童生徒の学校復帰を支援する地域ネットワークの整備などに努めてきたところでございます。

また、現在検討中の第2期の計画では、これまでの取り組みの一層の充実を図りますとともに、新たに、現在、道教委が取り組んでおります、子どもたちの生活リズムの向上を目指す「早寝早

起き朝ごはん」運動や、家庭教育を支援するための職場環境づくりを支援する、北海道家庭教育サポート企業等制度などの推進を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、フリースクールなどへの支援についてでございますが、道教委といたしましては、平成10年に、道及び道教委で設置した連絡会議で、フリースクールなどとの連携のあり方や支援方策について検討し、道立施設を利用する場合の引率者の利用料金の減免や、専門職員による直接指導、物品の譲渡等の支援を行ってきたところでございます。

また、そのほかに、フリースクールなどと、これまで、年1回程度、懇談会を行ってきたところでございますが、今年度からは、要望に応じて、随時、数回にわたって意見交換を行ってきているところでございます。

こうした意見交換の中で、フリースクールなどに通う子どもの保護者に対する専門家による相談機会の提供等について要望がございましたことから、11月に、深川市の道立青年の家におきまして、臨床心理士の養成課程を持つ大学の協力も得ながら、不登校となっている子どもや保護者の方々を対象に、体験活動や仲間づくりを通じた心の交流、保護者へのカウンセリング等の事業を実施したところでございます。

次に、定時制教育についてでございますが、近年、定時制課程におきましては、働きながら学ぶ勤労青少年は減少傾向にありまして、全日制課程からの転入学業者や、成人に達してからの入学者など、多様な学習歴や学習ニーズを持った生徒が学んでいるところでございまして、その中には、入学前に不登校を経験した生徒も相当数含まれているところでございます。

こうした中、定時制高校におきましては、卒業に必要な単位を修得すれば3年でも卒業できる修業年限の短縮、職場における実務や各種技能審査などの単位認定、希望者を対象とした、始業前の時間帯における特設の授業の実施など、教育課程実施上の工夫を図っておりますほか、生徒一人一人を大切に教育相談体制の充実を図るなど、多様化する生徒の実態に即した、きめ細やかな指導が行われているところでございます。

道教委といたしましては、今後とも、定時制高校における履修形態の多様化、弾力化や、個に応じた指導方法の工夫改善を一層促進するなど、多様な学習ニーズにこたえることができるよう、定時制教育の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

最後に、不登校対策についてでございますが、不登校は、その要因、背景が多様であり、学校だけの対応では解決することが困難な場合も多く見られますことから、医療や社会福祉などとの連携強化を図り、当該児童生徒のみならず、保護者に対する相談、支援の充実など、その状況に応じた、きめ細やかな支援に努めていく必要があると考えているところでございます。

こうしたことから、道教委といたしましては、スクールカウンセラーや電話等による教育相談、適応指導教室やフリースクール、学校の関係者による連絡協議会の開催、教師向け指導資料の発行など、不登校児童生徒への支援に取り組んできたところでございますが、さらに、昨年度からは、新たに、国の事業を活用いたしまして、不登校の具体的なケースごとに、関係機関が連携して支援を行っていくことができるよう、教育と福祉の専門性を有するスクールソーシャルワーカーの活用について、調査研究を行ってきているところでございます。

道教委といたしましては、今後とも、こうした取り組みに加え、今般実施いたしました、専門家による保護者へのカウンセリング等が好評であったことを踏まえまして、フリースクールなどに通う子どもたちの声を聞く場を設けたり、保護者の方々とも十分意見交換を行うなどしながら、可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（26番 広田まゆみ君） 地域主権の北海道づくりについて、まず再質問いたします。

中央政府と地方政府のあり方について、これまでの要望、陳情からの脱却が求められていると考えております。

全国知事会を通してというのが、知事のリーダーシップの形のように、果たして本当にそれでよいのでしょうか。

確かに、全国知事会を初め、知事自身もリーダーシップをとられて、スピード感を持って、さまざまな要望を集め、総務省等に提言をされていることは承知していますが、課題によっては、北海道が独自に協議や提案をする必要があると考えます。

例えば、中央政府と地方政府の対等な協議の場について、全国知事会を通して知事も要望されているというのは承知しておりますが、少なくとも、北海道には、不十分さはあったとしても、道州制特区推進条例に基づいて、道民提案について、これまでの陳情、要望ではなく、法的手続にのっとり中央政府に提案してきた経過があります。

まず、知事は、今保留されている特区提案の取り扱いについて、中央政府と正式に協議すべきだと考えます。

特に、上書き権などについては、現政権のマニフェストにも記載されていることであり、今後示される法制度整備の考え方の中に、それがしっかりと含まれるのか、あるいは、先行して北海道に認められるのか、地方政府として確認すべきだと考えます。進展状況を伺います。

さらに、これまでのすべての特区制度について総括をし、特区制度がより実効あるものになるよう提案していくべきと考えます。

道州制特区を含むすべての特区制度を体験したのは、北海道しかありません。

新政権は、広域自治体としては、当面は現行の都道府県を基本とすることとしておりまして、早急な都道府県合併を招く道州制特区推進法には、当初から懐疑的な声があったことは承知をしています。

しかし、この提案権については充実強化が必要だと私は考えています。

例えば、先進モデルとして、グリーンエネルギー北海道特区などとして、炭素税や地方環境税の導入による財源確保を前提とし、社会実験の形で、バイオディーゼルの軽油引取税の免除や、バイオエタノールの揮発油税の免除、市民風車などの環境型ファンドへの投資についての所得税等の減税、省エネ・新エネ建築やリフォームに伴う固定資産税の減免などの、いわゆる税制優遇制度の創設、あるいは、グリーンエネルギービジネスへの参入拡大を促進する規制緩和など、包括的な特区申請を検討すべきではないかと私は考えます。

道州制特区推進制度の拡大強化についての知事の考え方を伺います。

次に、環境政策と連動した経済活性化について伺います。

中央政府において、全量買い取り制度の検討を開始していることは承知していますが、道として、太陽光のみに偏らない全種・全量買い取り制度の導入について、北海道の強みを生かすという観点からも、積極的に中央政府に要望すべきであると考えますが、再度、見解を伺います。

また、環境対応車の普及について、次世代自動車産業の集積を挙げられていましたが、私の考えでは、この自動車産業の集積だけでは、その効果は道央圏だけに限られます。むしろ、現在、石油を扱っている地域の地場の石油業界の方や、ガス事業者の方の次のビジネス展開につなげることこそが必要だと考えますが、見解を伺います。

次に、指摘として2点申し上げます。

循環資源利用促進税基金についてですが、平成23年に、5年目の見直しが予定されていると伺っております。制度本来の趣旨である廃棄物の抑制等に加えて、中小企業における循環型社会ビジネスを振興するため、今まで以上に制度の充実を図るように指摘しておきます。

そして、道職員OBや議員等の働きかけに関する公開の取り扱いについてですが、繰り返しのようになりますが、導入している11県では、まず最初の施策のスタートは知事の政治姿勢に負うところが大変大きいのです。

透明性を大切にされる知事であるならば、今後、御答弁をいただきました、予算編成のあり方や政策評価のあり方などの一体的な見直しを図る中で、道庁OB、あるいは国会議員も含めた議員等の働きかけの情報開示に関する取り扱いの要綱制定について再度検討することを強く求めて、今回は指摘とさせていただきます。

以上、再々質問を留保して、質問を終わります。

◎（知事高橋はるみ君） 広田議員の再質問にお答えをいたします。

地域主権の北海道づくりに関し、道州制特区提案についてであります。条例による法令の上書き権の創設など5項目の第4回提案につきましては、さきの第2回定例会で御議決をいただいた後、直ちに、7月16日に、道州制特区推進法を所管する内閣府に提出し、現在、国において対応方針を検討していると承知しているところであり、今後の国の取り扱いについて情報収集に努めるとともに、これら提案の重要性、必要性を強く訴え、改めて、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

私といたしましては、今後とも、議員のただいまの御指摘も踏まえ、地域主権型社会の実現に向けて、北海道の特性である環境などの分野で、道民生活の向上につながるような提案を行っていくとともに、全国知事会や経済団体など、道州制や地方分権を進める立場のさまざまな分野の方々とも十分に連携を図りながら、引き続き、その積極的な活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、環境政策と連動した経済活性化に関し、再生可能エネルギーの普及などについてであります。現在、国におきましては、固定価格買い取り制度など、CO2の排出削減に向けた、さまざまな政策の検討が進められているところであります。道といたしましては、家庭や経済活動への影響も含め、国の動向を注視してまいりたいと考えているところであります。

また、地域の環境関連ビジネスにつきましては、今後とも、本道の特性を生かした再生可能エネルギーの利用拡大を図るとともに、環境対応車の普及など、新たなニーズへの対応についても、関係業界と連携をしながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（26番広田まゆみ君） 知事のほうから、道州制特区提案に関し、今後の国の取り扱いについて情報収集に努めるとともに、これら提案の重要性、必要性を訴え、その実現に取り組んでまいりたいという御答弁をいただきました。

一般の政策提案や、いわゆる予算要望であれば、この御答弁もあるというふうに思いますけれども、道州制特区提案については、法と条例、そして議会の議決に基づいた道民提案ですので、私は、地方政府の代表である知事として、ぜひ、中央政府に対して明確な回答を求めよう、強く指摘したいというふうに思います。

そして、道州制特区の法案に基づく提案権についてですが、これについても、いろんな不十分さの評価はありますが、地方政府から中央政府への提案権の保障としては、現行憲法下では一定の役割があると私は考えています。

しかし、前政権のもとで成立をしたこの法律の中では、中央政府の回答期限が定められていないこと、あるいは、官僚主導の縦割りの仕組みの中で、十分な成果が得られないことなどの課題がありました。

この提案権の行使について、経験を持っているのは北海道しかありません。この提案権について、現在、全国知事会を通じて、中央政府と地方政府の対等な協議の場の保障ということで取り組まれていることは承知をしていますが、この提案権について、知事御自身がどのように評価をされ、今後どのように取り組まれるのかを検討されるように強く指摘して、今回の質問は終わります。

ありがとうございました。

6 平成 22 年第 2 回定例会—06 月 16 日-05 号

◆（27 番 広田まゆみ君） 通告に従い、順次質問いたします。

まず、大きな項目の一つとして、地域主権社会づくりに向けた道政改革についてですが、高橋道政 2 期の間に、道庁職員の意識改革や組織文化の改革は進んできたでしょうか。

報道によれば、知事は、道庁の常識は道民にとっての非常識と、職員に向けて発言をされました。知事としては、具体的に何をどのように変えたかったのでしょうか。

もちろん、組織文化を変えることは並大抵のことではありません。知事一人の力でできることではありません。それでも、トップの役割は非常に大きいものです。

知事に御見解を伺えなかったのは残念ですが、一日も早い御復帰をお祈りするとともに、以下、幾つか御提案を申し上げながら、道政改革について質問させていただきます。

1 点目は、北海道独自の施策の発信、実行についてです。

現在、各自治体の土地開発公社は大きな債務を抱え、自治体の財政を圧迫しています。地方議会の責任も大きく問われるわけですが、自治体現場の政策の発生源が中央政府であったことも一つの大きな原因ではないかと考えています。もちろん、北海道庁も例外ではありません。

知事みずからが、地域主権社会の土台づくりのために、政策の発生源を明らかにし、道民との協働による政策企画を進め、真に地域に根差した道の施策目標を設定し、北海道独自の政策発信を行うべきと考えます。その上で、北海道の進むべき方向を示す総合計画や知事公約などの政策の目標管理や施策評価を、道民と共有しながら、しっかり進めることが必要と考えますが、見解をお伺いします。

二つ目に、職員提案制度などについて伺います。

北海道独自の政策形成を進めていくためには、職員が自由に物を言いやすい組織文化の醸成も重要です。

多くの自治体で職員提案制度があり、道においても職員提案制度があることは承知をしておりますが、ほとんどが機能していません。

政策提案は、ある意味では、現在の政策の否定でもあります。トップがその提案を応援し、歓迎する雰囲気があれば、改善の文化は生まれません。

例えば、知事が、政策テーマを選定して職員に提示し、政策のプレゼンテーションを行うことや、自薦、他薦を問わず、1 年に一度、新たな自発的取り組みの成功事例や、職員のさまざまなアイデアや提案を吸い上げる仕組みを検討されるべきと考えますが、見解を伺います。

3 点目に、地域重視の人事制度について伺います。

広域分散型の北海道の特徴から考えれば、地域に根差した戦略形成を行う視点から、職員の採用や配置などについても検討の必要があります。

地域のさまざまな問題解決に関して、解決プランを募集し、なおかつ、みずから地域に出向き、問題解決に当たりたい職員を庁内公募し、現在の自治体職員交流の仕組みを活用しながら、地域の問題解決の実践を行うなどの取り組みが重要だと考えます。こうした地域重視の施策を進めるための人事制度についての見解を伺います。

4 点目に、地域主権時代の地方議会のあり方と市町村自治体への支援について伺います。

まず、地方政府基本法の検討状況の認識についてですが、現在、中央政府の地域主権戦略会議において、二元代表制を前提として、基礎自治体の区分の見直しや議会のあり方などが議論されていると承知しております。

これまでも、日本の地方自治制度は、首長と議会から成る二元代表制を採用しています。首長は、独任制機関であるために、機関意思の形成は比較的容易である反面、みずからの提案する案件に対して、政策の選択肢や争点の所在の開示が難しいという性質を持っています。

他方、議会は、合議制機関であり、機関としての意思決定は容易ではありませんが、道民の多様な多元的な利益を反映し、審議過程で争点を明らかにしていく役割が期待されています。

しかし、道議会を初め、多くの地方議会の現状を見ると、まるで議員内閣制であるかのよう

に、首長の与党か野党かの縛りが大きく、加えて、時には、国会の代理戦争の様相が見られることから、道民の皆さんに対して、二代表制としての地方議会の存在意義を十分に発信できているのだろうかと危惧するものです。

先進的な地方議会に積極的に学びながら、北海道議会基本条例にも定められているとおり、議長のもと、北海道にふさわしい真の地方自治の実現を図るため、不断の改革を推進する立場で、道議会みずからが役割を果たしていくべきものと承知しておりますが、道における地方政府基本法の検討状況についての認識を伺います。

次に、市町村議会図書室などの強化について伺います。

現行の地方自治法上、地方議会には図書室の設置が求められていますが、状況はどうなっているでしょうか。

市町村議会図書室に対する調査・紹介能力、いわゆるレファレンス能力の強化も早急に行うべきと考えますが、見解を伺います。

地域主権戦略会議発足前の地方制度調査会の検討結果では、議会事務局や監査委員事務局体制の独立性の確保や機能強化なども重要な課題として指摘をされたところです。

これらは、個々の小規模な自治体の単独では困難であり、私は、道の役割が求められていると考えます。

道議会においては、道議会事務局と衆議院事務局との間で交流人事を行い、議会事務局の機能強化に努めていることは承知をしていますが、道と市町村の間でも積極的な人事交流などについて検討されるべきと考えますが、いかがか、伺います。

大きな二つ目に、北海道モデルを契機とした独自の成長戦略について伺います。

「北海道モデルの展開」に先立っての経済政策などの評価についてですが、知事は、「北海道モデルの展開」に当たって、経済活性化ビジョンや雇用創出計画、企業立地促進の考え方など、さまざまな関連施策の達成状況をどのように評価し、今後、北海道モデルの実践に向けて、現場サイドにどのような具体的な指示をされるのか、伺います。

2点目に、「北海道モデルの展開」におけるクラスターの機能強化について伺います。

食クラスター連携協議体に象徴されるとおり、産官学、あるいは、新たに産官学金の連携が改めて重要視されています。

北海道モデルとして立てた旗が着実に北海道の底力につながるよう、分野別に、大学研究室のシーズの掘り起こしと道内中小企業のニーズのマッチングを戦略的に行うために、産官学の連携のあり方の検証と、新たな仕組みづくりが必要だと考えますが、見解を伺います。

あわせて、北海道価値の発信のため、科学技術分野でのクラスター機能の強化には、北海道立総合研究機構の役割も期待されると考えますが、知事として、北海道モデルを契機として、機構に対してどのような役割を求めていくのか、伺います。

3点目に、北海道モデルを契機としたベンチャー企業の創業支援の強化について伺います。

私は、クラスターと産官学金の連携がうまく機能しているかを確認する上で、ベンチャー企業の創業に関するデータ収集や分析は有効だと考えます。

「北海道モデルの展開」を機に一今度は七つになるのでしょうか。七つの分野を重点として、改めて学内ベンチャーの起業などについても指標設定をし、起業家教育や図書館のビジネス支援機能なども活用した総合的な施策を立てる必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、北海道モデルを契機とした投資の集中効果のチェックのあり方について伺います。

北海道モデルが、政策主導で、重点を絞って政府に政策要望などをしていく手法であるとすれば、道庁内においても、いわゆる選択と集中の視点で重点的に投資をしていくことが重要です。

残念ながら、投資効果の検証の物差しが十分ではないというのが、道庁、道議会双方の課題だと私は考えています。

今回、私は、一つの試みとして、平成17年の北海道の産業連関表を使って、いわゆる公共事業と介護保険事業を比較してみました。

例えば、同じ100億円を投資したとき、生産誘発効果は、いわゆる公共事業のほうが高いの

ですが、雇用誘発効果は介護保険事業のほうが高いことがわかりました。

そして、これも、あくまでも試算ですが、生産誘発効果は、いわゆる公共事業のほうが高かったとしても、原材料調達などで投資額が道外に流出する可能性が高く、一般的に考えて、介護事業等のほうが道内に残るお金は多いと推計できます。

これは、私が試みた一つの手法の事例ですが、北海道モデルを契機として、今後、本道の成長戦略を描くときに、投資の費用対効果や投資の漏れなどを科学的に検証し、道民及び道議会に提示し、必要な優先順位を定めていく手法、仕組みの確立が地域主権時代の北海道に求められていると考えますが、知事の見解を伺います。

北海道モデルの質問の最後に、北海道モデルを契機としたエゾシカ肉の食文化醸成のための道の取り組みについて、1点御提案をして、質問したいと思います。

エゾシカは、100%オーガニックで、100%地産地消の食肉でもあります。

諸外国の事例を見ると、野生生物の個体数管理のための専門的ハンティングと有効活用が現地での雇用を生み、観光資源ともなっています。

しかし、本道の現状は、この間、道議会の中でも議論されているように、狩猟されたエゾシカ肉の多くは廃棄物として処理されており、結果として、専門的ハンターの育成につながらず、エゾシカ肉を北海道の食文化として定着させる取り組みが必要だというふうに思っております。

まず、その第一歩として、学校給食でのエゾシカ肉の使用を御提案したいと思いますが、現在、学校給食でエゾシカ肉を使用している学校はどの程度あり、道として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

大きな三つ目として、戦略的な生涯学習について伺います。

生まれて間もない赤ちゃんや子どもたちに対する虐待事件が後を絶たず、学校に入れば、不登校、引きこもり、いじめ、学級崩壊など、子どもたちが直面する課題は深刻の度を増すばかりです。

私は、こうした子どもたちに対する問題解決こそ、北海道にとっても最重要な課題であると考えています。結局、企業も役所も、地域も国家も、その将来は人で決まるからです。

もちろん、子どもたちの問題に対して対策が講じられていないわけではありません。しかし、対策の多くは、虐待された子どもたち、引きこもっている子どもたちを救おうとする施策であって、問題そのものを予防するものにはなっていません。

学力の低下も含めて、知事は、教育行政にどのように取り組んできたのか、子どもたちのトータルな問題解決は、首長の姿勢として、方針を示すべきだと私は考えますが、知事の所見を伺います。

次に、北海道の生涯学習のあり方について伺います。

知事を本部長とする北海道の生涯学習の主な事業は、大学や市町村、民間事業者と連携した道民カレッジの実施で、4万6000人の受講者数目標に対して4万8635人の実績があることから、事業目的を達成したとの教育サイドの認識であります。

私の調査では、この受講者4万8635人のうち、シニア世代がその大半を占めておりました。

さらに、現在の道民カレッジの講座の内容は、もちろん大学の専門的な講義などもありますが、陶芸講座やスイミングスクールなど、多岐にわたっています。

学ぶ意欲と余暇があるシニア世代を、むしろ学びの担い手として、障がいや生活保護などの経済的事由などにより社会参加や学びの機会にハンディを抱える子どもたちが教育や生活支援に参加することを奨励し、参加した場合、自分自身の学びのために使える教育クーポンを受けられるなど、道民を、学びの受け手から担い手へと変える発想や、あらゆる場面をとらえて、子どもたちの可能性を大人や社会が支援することが重要です。

これまで何度か教育サイドと意見交換しておりますが、残念ながら、北海道の子どもたちの現状に即して、戦略的に生涯学習を進めるという視点には立っていないというのが私の実感です。

知事は、生涯学習推進本部長として、北海道の生涯教育の重要課題をどのように認識されてきたのか、また、知事が、事務事業評価において、道民カレッジについて見直しの意見を出された

ことは承知しておりますが、どのような視点で見直しを求められたのか、改めて伺います。

次に、読書活動推進の意義について伺います。

冒頭に、子どもたちの問題に対しては、対症療法ではなく、戦略的、体系的な予防策が必要だと申し上げました。

その一つとして、読書活動、特に、学齢前の子どもたちへの読書活動の推進を挙げたいと思います。

東北大学の川島隆太教授の実験などにより、読書活動の効果が科学的に実証され始めています。

本を読むと、前頭前野という脳の前方が強く活性化されます。脳の前部は、注意力やコミュニケーションなどを担う部位であるため、鍛えれば注意力が増し、情緒が豊かになります。ゲームやテレビでは、この前頭前野が刺激されず、言葉の数もふえません。このことが、子どもたちに大きく影響しています。

子どもが話すことができる言葉の数は、4歳で1600、6歳で2400とされていました。

しかし、最近では、小学校に入る年齢で話すことができる言葉の数は1600で、かつての4歳のレベルで小学校に入学する子どもがふえています。

結果として、このことが、集中力の低下や学級崩壊、学力の低下につながっています。絵本や読み聞かせは、特に学齢前の子どもの発達にとって極めて大切なのです。

全国学力テストの導入の是非については、さきの道議会においても、活発な議論がさまざまに行われましたが、子どもたちの学力向上のために、より建設的な議論を積み上げていく必要があります。

学力テストの結果を見ると、学力向上と読書活動の因果関係は数値上でも明らかになっています。

読書活動の推進に関しては、道においても、知事公約として行われたブックスタート事業などの取り組みがあることは承知しておりますが、場当たりのではなく、学校図書館への専任職員の配置や学校図書の実態など、まさに、体系的に、戦略的に取り組むことが重要です。

読書活動を推進されている先進自治体の例を見ると、首長の政治姿勢が非常に大きいのです。読書活動の推進、読書活動の必要性についての認識を伺います。

次に、図書館の果たす多面的な役割についての認識を伺います。

他府県では、医療情報の提供や、起業につながるための情報支援など、市民の情報センターとしての機能を果たしているなどの先進事例が見られます。

道立図書館のレファレンス機能の強化や、インターネットを活用したネットワーキング、市町村におけるレファレンス能力のある専門職員の配置の支援などが検討されるべきと考えます。

道立図書館及び全道の図書館機能の意義と役割、可能性をどのように認識されているのか、伺います。

その上で、都府県の状況を踏まえて、北海道立図書館の現状と全道の図書館機能の状況を客観的にどのように認識され、改善すべき方向をどのようにとらえているのか、伺います。

最後に、新しい公共について質問します。

新しい公共という言葉は、私にとって大変関心のあるテーマです。なぜなら、化石燃料の枯渇や気候変動の影響が懸念され、少子・高齢化が進み、成熟期に入った日本において、政府がお金やものをどんどんつぎ込むだけでは、地域におけるさまざまな問題を解決することはできないと実感しているからです。

日本には、もともと、結や講や座など、さまざまな形で地域で支え合う知恵や社会資本がありました。言うまでもありませんが、公共は、官だけが担うものではありませんでした。

明治政府の近代国家形成の中で、中央政府に決定権や財源などの資源が集中し、いつの間にか、国民の中にも、官に対する依存体質が生まれてきたように思います。

本年1月に、「新しい公共」円卓会議の設置が閣議決定されて以降、新しい公共の認識や所管について、経済委員会や予算特別委員会の環境生活部所管で質疑をさせていただきました。

いずれも、新しい公共の概念にこたえるものではなく、新しい公共についての所管を明確にす

るよう求めてきたところ です。

まず、新しい公共についての認識と、今後は、新しい公共に関する所管をどのようにされるお考えか、伺います。

最後に、新しい公共の考え方に立った新たな条例の制定について見解を伺います。

知事は、北海道モデルに新たに付加する分野として、障がいを持つ人や地域の共生型事業の分野を挙げられました。私は、例えば、こうした分野にこそ、新たな公共の視点が重要であると考えます。

これまでの行政とNPOとの協働の際に見られたような安上がりの下請ではなく、NPOや社会的事業者が、問題解決の主体として、事業の企画の段階から参画できる仕組みや、神奈川県 の包括協定、大和市の新しい公共を創造する市民活動推進条例などを参考に、北海道としても、新たな条例づくりに着手すべきと考えますが、見解を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

◆（27 番 広田まゆみ君） 指摘を交えて再質問いたします。

まず、地域主権社会を展望した道政改革の中で、北海道独自の施策の発信、実行について再質問いたします。

北海道総合計画や経済活性化ビジョンなどの各部の分野別計画の推進に向けて、道としては、従前より、成果指標の設定を行い、さらに、その政策評価を道民に公開されていることは承知しております。

成果指標の設定をすること自体は、道庁組織の中に浸透しましたが、その指標設定の意義が共有化されているかどうか疑問です。

例えば、一部、実現しなかった場合の批判をおそれて、過去の動向からの見込み数の設定となっている事例も見られます。指標は、実現に向けての目標でもあると同時に、例えば、実現できなかった場合には、国内外の事例などとの客観的な比較の物差しとして活用し、北海道の解決すべき課題の洗い出しのためにも重要です。

ところが、指標を設定しながら、他府県との比較分析がされていなかったり、北海道の課題を洗い出す道具として有効に活用されていない指標も散見されます。

また、一つの事例としては、この後も再質問させていただきます道民カレッジのように、そもそも受講者数という指標が、生涯学習という政策的な観点から、ふさわしいのかどうかなどを検証することが必要です。

先ほども申し上げましたように、指標を設定すること自体は、道庁組織として、当たり前にならなりましたが、次の段階として、真に政策目的に合致しているのかどうか、設定根拠などについて、各部任せにせず、指標自体の妥当性を検証する仕組みが必要だと私は考えます。

道庁の皆さんの能力を道民の皆さんのために最大限に発揮するために、ぜひ検討をお願いしたいと思いますが、見解を伺います。

次に、エゾシカ肉の食文化の部分についての指摘をさせていただきます。

エゾシカ肉の学校給食での活用については、各部と連携しながら検討していくという御答弁をいただきました。ぜひ、教育サイドに任せきりにせず、今後、道として、政策的に各部一体となった取り組みをする中で、エゾシカ肉を北海道の新しい食文化として位置づけていく必要があります。

私も、道のエゾシカ肉の食肉衛生マニュアルに基づいたエゾシカ肉を何度か食べさせていただきましたが、脂質が少なく、鳥のささみよりもあっさりしており、また、鉄分やビタミンは他の食肉よりも多く、食べれば食べるほど、北海道の新たな食文化としての価値が高いと考えています。

もちろん、農村や山村の深刻な被害状況から、当面は捕獲を優先しなければいけないことは承知しておりますが、中長期的には、害獣としてのエゾシカのイメージや、家畜以外の肉は質が悪

いという一これは、戦後、日本に定着した食肉処理に対するイメージだというふうに思いますが、学校給食での活用を契機として、そのイメージを払拭していく必要があると考えます。

道内外での市場開拓などともあわせて、ぜひ、政策機関で指標設定をされて、持続可能なカリング・モデルの推進のために、一担当部に任せるのではなく、道全体として目的意識を持って取り組まれるよう、今回は指摘をさせていただき、私としても、フォローアップをさせていただきたいと思います。

次に、北海道の生涯学習のあり方について再質問します。

御答弁にあったように、事務事業評価において、民間との役割分担の明確化などの観点から、運営のあり方について検討を行うよう求めたことは承知していますが、その視点には、効率化の視点しか認められず、生涯学習を戦略的に進める政策的な視点が全く見えない答弁であります。

例えば、先ほどから申し上げているように、道民カレッジにおける評価指数は、受講者数ですが、知事みずから掲げられている、地縁的なつながりの希薄化や地域の教育力の低下などに対して、どのように取り組むかという視点での指標設定がされなければならないと考えます。

知事は、政策的な指標として受講者数を掲げることが適当とお考えなのか、伺います。

次に、読書活動と図書館機能の強化について、いろいろと御丁寧にお答えいただいたのですが、市町村へ働きかけるといふ御答弁ですが、道としての認識、主体性が見えません。

まず、読書活動について再質問します。

この間、道としても、全国学力テストの導入に力を入れるなど、子どもたちの学力向上については大きな関心をお持ちであると考えます。

これについても、道議会の中でも何度か事例が紹介されていますが、OECDの生徒の学習到達度調査で、連続して総合1位をとっているフィンランドでは、複数の政府関係者が、その大きな要因として、読書活動の推進と図書館の整備であることを挙げています。

古い資料からで恐縮ですが、二つのコメントを紹介させていただきます。

1995年の全国学力テストで第8学年の読解力が劣っていた。そこで、新聞雑誌協会、教員組合、図書館協会が一体になって読書力の向上に努めた。2001から2004年の最優先プロジェクト「読書フィンランド」として、学校図書館の充実、自治体と

図書館の連携強化、作家を学校に招くなどの取り組みをした。注目すべきことは、このために授業時間を増やしていないということだ。中学の授業時間はOECD調査で、世界最少だ。これは、当時の教育科学相のお答えであります。

また、政府の事務次官クラスが、なぜ学習力が向上しているのかという、日本からの取材に対して、「勉強が遅れ始めた子どもへの支援教育や、教師が修士修了であることがよく語られるが、私は図書館の整備を挙げたい。国民一人が図書館で借りる本は年間21冊で世界一だ。」一ちなみに、日本は年間5冊ですが、「幼いうちに、図書館の使い方を親が教えるという習慣も根づいている。」と。

こうした諸外国の事例を引くまでもなく、既実施された日本国内における全国学力テストの結果を見ても、読書週間と学力向上の因果関係は明らかになっているのに、なぜ、子どもたちのために取り組まないのか、私には理解できません。

また、逆に、学力テストの導入の政策目的も、ぶれてきてしまうと考えます。

北海道は、学力テストの結果が全国と比較して低い。同様に、学校図書館の読書環境整備も、全国で最低に近いという状況に対して、犯人探しなどをするのではなく、大人たちが、社会が一体となってどのように解決を図っていくべきか、伺いたいと思います。

また、起業支援に関する図書館機能の事例をお話したいと思います。

一昨年、北海道で開催された洞爺湖サミットで、日本政府から世界各国首脳に贈呈された、有田焼の高級万年筆がありました。

現在、有田焼の高級万年筆や万華鏡などが世界各国に輸出されていますが、この陰に、実は、小さな会社を応援した、伊万里市民図書館のサポートがありました。

さらに、鳥取県などでは、がん患者の闘病体験などの文庫を設置し、医療情報の提供に努めよ

うとしています。

広域分散型の北海道において、北海道が生涯学習推進の旗をおろさないのであれば、いま一度、生涯学習センターの拠点として、地域力の向上の拠点として、図書館の機能を道として見直されるべきと考えますが、いかがか、伺います。

◎（副知事高井修君） 広田議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、地域主権社会を展望した道政改革に関し、成果指標についてであります。指標の設定に当たりましては、施策の推進が本道の経済社会や道民の皆様の暮らしにどのような効果を生み出すかといった観点のもとより、定期的にその実績が把握できるかということも考慮して設定しているところであります。

また、指標設定の考え方などにつきまして公表し、その透明性の確保にも努めているところであります。

道といたしましては、今後とも、施策の達成状況について、適切に分析、検証ができるよう、成果指標の充実に努めてまいります。

次に、生涯学習に関し、道民カレッジの評価指標についてであります。大学、民間、市町村等と連携して、学習機会を提供している道民カレッジ事業につきましては、より多くの道民の皆様に受講していただくことが重要でありますことから、ほっかいどう未来創造プランにおきまして、受講者数を指標として設定しているほか、道教委が策定している北海道教育推進計画におきましては、受講者数とともに、開設講座数を指標として設定しているところであります。

そうした中で、現在の受講者数などの指標とともに、補完的なデータとして把握している受講者の年齢構成や講座実施地域に加え、各地域での学習成果の活用状況なども把握しながら、より効果的な事業を展開していくことが大切であると考えております。

以上でございます。

◎（教育長高橋教一君） 広田議員の再質問にお答えいたします。

まず、読書活動についてでございますが、これまで、道教委では、子どもの読書活動推進計画に基づきまして、学校や公立図書館などの関係機関等と連携しながら、学校における読み聞かせによる読書活動や、読書ボランティアの育成など、子どもたちの読書習慣を定着させる環境整備に努めてきておりまして、特に、市町村の読書ボランティア団体数は大幅に増加しているところでございます。

さらに、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、道教委といたしましては、北海道学校改善支援プランに基づきまして、朝の読書や、家族みんなで読書する習慣を身につけることを、市町村や学校に働きかけてきているところでございまして、その結果、朝の読書などに積極的に取り組む学校が着実に増加してきているところでございます。

このような中、学校図書館につきましては、子どもたちが日常的に読書を楽しむことができる場でありますとともに、読書指導の場でもありますことから、図書を整備を初め、ボランティアを活用した読書活動やブックトークの取り組みなどの学校図書館活動が一層充実いたしますよう、引き続き、市町村に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、図書館の役割についてでございますが、近年、図書館には、高度化、多様化する住民ニーズへの対応や、地域が抱える課題解決に向けた情報提供など、新たな役割が求められておりますことから、道教委といたしましては、このような機能の充実に努めていく必要があるものと考えているところでございます。

そのため、道立図書館におきましては、現在実施しております「図書館海援隊」プロジェクトほっかいどう事業などの取り組みの充実を図りますとともに、学校における読書活動への支援として、例えば、図書館の司書が学校に直接出向き、子どもが利用したくなるような図書室づくりに関して、専門的なノウハウを生かした具体的な提案を行うなどの取り組みを進め、これらの取り組み事例を取りまとめで情報提供するなどいたしまして、市町村や学校を支援してまいりたい

と考えているところでございます。

また、各市町村におきましても、それぞれの地域特性を踏まえながら、こうした取り組みを行うことによって、図書館が、よりよい地域づくりのための情報拠点として、積極的に役割を果たしていけるよう、働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

7 平成 22 年第 4 回定例会－11 月 30 日-03 号

◆（27 番 広田まゆみ君） それでは、質問させていただきます。

大きく五つの項目について伺います。早口になりますが、失礼いたします。

まず一つ目として、情報公開に対する知事の政治姿勢について、先進自治体の事例をもとに、3点伺います。

1点目は、議会のたびに質問してまいりましたが、予算編成過程の事前の情報開示について、今後の対応を伺います。

2点目に、国会議員を含む議員や道庁職員OBの働きかけの公開要綱の制定について伺います。これも繰り返しになりますが、透明性確保に意識のある首長は既に取り組んでいます。知事の見解を伺います。

3点目に、情報公開条例に基づく開示、非開示の判断のあり方について伺います。

情報公開条例に基づき、公文書は原則開示とされていますが、開示、非開示の判断について、担当課が所管となっています。平成 21 年度では、年間に 1 万 6300 件を超える情報公開請求がありました。非開示としたものについて、何件あり、どんな案件であったのか、伺います。

また、すべての案件の判断を知事に求めているわけではありませんが、先進自治体の事例からも、非開示については知事決裁とすべきと考えますが、見解を伺います。

次に、大きな二つ目として、高齢者介護の問題について、以下、地域から寄せられた声に基づき、道の考え方を伺います。

まず、介護予防について、2点伺います。

介護予防事業についてですが、道内における介護予防事業参加者はどのような状況にあるのか、参加者が少ない場合は、どこに要因があると考えているのか、伺います。

あわせて、今後の取り組みについてですが、よく、長野県が事例に出されるように、予防医療、公衆衛生活動に積極的な県の医療費が少ない傾向にあります。

人生の先輩でもある高齢者の皆さんや、やがては、私自身が地域で生き生きと年を重ねていける北海道にするために、保健、医療、福祉の連携を含め、より広い意味での介護予防の取り組みを展開していく必要があると考えますが、道として、介護予防について、これまでどのように取り組んできたのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、訪問介護における生活援助の課題の一つについて伺います。

訪問介護の生活援助では、同居家族がいる場合、一律に給付を認めない市町村があると聞きました。同居家族が病気療養中の場合や、高齢者のみである場合などは、当然、訪問介護サービスの提供が必要であると考えますが、道は、同居家族がいる場合の生活援助の提供に関し、どのように考えているか、伺います。

次に、介護の担い手の状況について、2点質問します。

在宅介護の担い手であるホームヘルパーは、非正規労働者が 69%を占め、特別養護老人ホームなどの入所施設の介護者も、女性労働者が多く、結果として、安い賃金で、ともに離職率が高いことが問題となっています。

また、施設で働く女性からも、出産や育児の条件が確立されていないため、働きたくても働き続けられないとの声も寄せられました。

そこで、まず伺いますが、高齢者施設などは女性の多い職場ですが、指導監査の際に、出産や育児など、働く条件は調査項目になっているのか、伺います。

また、介護労働者の相談窓口などの状況について伺いますが、介護労働安定センターの調べによると、介護労働者の離職率は17%と高率であり、その離職の主な理由として、「職場の人間関係」が24.9%、「施設のあり方に不満」が22.5%、「自分の将来の見込みが立たない」が21.1%といった理由が上位を占めています。

また、介護労働者は、看護労働者と比較すると、職能団体の歴史も浅く、非正規の労働者もさらに多いため、政策要望などの声が小さいという課題もあります。

当面、介護労働者の相談窓口の設置やネットワーキングが必要と考えますが、現状は、どのような体制があり、今後、道としてどのような対策を講じる予定があるのか、伺います。

三つ目に、北海道の観光振興による地域活性化について伺います。

先ほど高齢者介護の問題について質問しましたが、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少に伴う地域経営の問題解決は観光振興と密接につながっていると私は認識しています。

小規模自治体が、誇りを持って生き生きと点在するヨーロッパの事例研究からも、交流人口をふやし、地域にしっかりとお金を落とすための観光振興は非常に重要です。

日本においても、小泉政権以降、国家プロジェクトとして、観光振興による外貨獲得の取り組みが始まりましたが、地域の活性化には必ずしもつながっていなかったことが反省され、国交省も、現在、これまでの入り込み数を主とする統計、指標設定などを改める考えを示しています。

北海道としても、観光に力を入れてきたと承知していますが、残念ながら、地域の活性化にはつながっていません。

なぜ、今、観光振興なのか、その意義を、道庁組織及び観光振興機構に浸透し切れていなかったことについては、知事のマネジメントの力が不足しているのではないかと私は考えております。

以下、7点の御提案をし、見解を伺います。

まず1点目は、観光振興の戦略目標などについてですが、私は、目標、指標の設定を全面的に再検討し、地域の具体的な振興につながる戦略にすべきではないかと考えます。

まず、観光のくにつくり行動計画に基づく施策展開に当たって、よく使われてきた入り込み数だけではなく、例えば、リピート数、宿泊数、若者の雇用増加数など、地域の実情を反映した指標の設定が、道のみならず、地域単位でも重要です。見解を伺います。

次に2点目ですが、観光振興のための宿泊税などの導入の検討について伺います。

先ほど挙げたヨーロッパの事例、あるいはシンガポールなどでは、観光を主要産業として位置づけ、観光振興のために目的税を課しています。スイスの事例では、小規模自治体にも、それぞれ観光振興を推進する組織として観光局があり、宿泊税により、観光局が独立して運営されています。観光局みずからが徴税業務にも当たるそうです。

北海道観光振興機構は、入り込み数を一つの基準として、市町村に負担金を求めています。し尿処理や、持ち込まれた弁当などのごみ処理など、マイナス効果が大きいとされる通過型観光でも、入り込み数は高くなり、そもそも、その通過型観光から脱却しようとして努力を始めた、意識ある自治体から不信を招いています。

なぜ、北海道が観光振興に取り組まなければならないのか、その目的やメリットを明らかにした上で、簡単なことではありませんが、北海道全体の意識改革のためにも、北海道の観光を推進する仕組みの一環として、宿泊税なども含めた資金調達の方法の検討が道民議論としても必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

3点目に、着地型観光についての取り組みを伺います。

先日、私は、弟子屈町で開催された、「てしかが観光塾」に行っていました。

弟子屈町は、観光カリスマの元スイス観光局の山田桂一郎さんをコーディネーターとして、町民参加の「てしかがえこまち推進協議会」を立ち上げ、住民自身が、自分のまちのいいところを発見する取り組みを重ねてきました。その取り組みの中から、ツーリズムてしかがという会社を起業し、個人旅行客の呼び込みや、ガイドつきの体験プログラムの開発など、地域にしっかりと

お金が回る観光振興に向けて挑戦を続けています。

私は、道が応援すべきは、このツーリズムでしかがや、今、空知で展開されている、農村での修学旅行の受け入れを行う「そらちDEい〜ね」など、実際に地域にお金が落ち、地域のよさを地域の人自身が体感し、訪れた人にとって、地域のそのままの暮らしが北海道のブランド価値につながるような取り組みだというふうに考えます。

道及び観光振興機構は、これまで、こうした着地型観光の育成にどのように力を注いできたのか。もし、それが不十分であるとしたら、観光振興のあり方、役割分担も含め、事業や予算全体を早急に見直すべきではないかと考えます。現状と今後の考え方を伺います。

4点目に、公共交通の結節のあり方について伺います。

飛行機、JR、バスなどの異なる事業体の乗り継ぎ時間の調整のコーディネートや、インフォメーション機能の強化のための協議の場の設置や支援を具体的に行うべきだと考えますが、見解を伺います。

特に、世界遺産の知床を有する道東観光について、まず、運輸局などとも連携を図りながら、協議の場の設置について、道が早急にリーダーシップをとるべきと考えますが、見解を伺います。

5点目に、インフォメーション機能について伺います。

北海道を訪れてくださるお客様は、確実にツアーから個人客にシフトしています。個人客のほうが、圧倒的に時間もお金も地域で消費してくださることが明らかになっているのに、まだ、北海道の観光地や観光案内所は個人客のお客様のニーズに対応する仕組みにはなっていません。

例えば、道東観光なら、道東観光の地域単位で、公共交通アクセスの乗りかえの方法や時間、料金などがワンストップでわかるインターネットによる情報提供機能が必要です。

さらに、公共交通がなければ、それを逆手にとって、空港への送迎込みのガイドプログラムの開発、提供も含めた、お客様の目線に立った情報提供が求められます。

また、拠点となる駅や空港の案内所には、体験メニューなども含めた情報提供機能など、個人旅行のお客様の立場に立って、できることから改善していく努力が必要です。

こうしたことについてこそ、道や観光振興機構が汗をかくべきだと考えますが、見解を伺います。

6点目に、電気自動車の普及、活用について伺います。

将来的な北海道観光の優位性を高める意味で、電気自動車の利用を促進することが有効です。その前段には、もちろん、電気自動車のインフラ整備が重要です。

環境サミットを開催した北海道として、戦略的に電気自動車の充電設備を準備するとともに、レンタカーやカーシェアリングなどのビジネス振興などもあわせて、電気自動車の普及に取り組むべきと考えますが、現在の考え方を伺います。

あわせて、推進の際の重点地区の一つとして、まず、観光振興との相乗効果を考え、知床を中心とする道東地域を挙げたいと思いますが、知事の見解を伺います。

観光の質問の最後に、プロガイドの養成について伺います。

私は、道が税金を使って行う観光振興のために果たすべき役割は、個人旅行客に対応できる観光地にするための観光事業者の意識改革や、旅行者の泊数や時間消費を増加させる体験メニューやツアープログラムの豊富化であり、それを実践できる地域の観光事業者やツアーガイドなどの人材の養成だと考えます。つまり、地域に雇用を生む観光にするために投資をすることです。

道としては、アウトドアガイドの養成に取り組まれてきたこと、また、おもてなしの一環として、ボランティアガイドの育成などに取り組まれていると承知しています。

しかし、お客様の満足度、北海道観光の付加価値を高められるプロのガイドの養成も重要です。道としてのこれまでの取り組みの成果と、今後の取り組みについて伺います。

大きな四つ目として、北海道農業の今後について、少し異なる視点から、4点伺います。

まず1点目は、堆肥による土づくりについてです。

気候変動などによる湿害対策のためにも、暗渠排水などの基盤整備の重要性が道議会でも議論されてきました。

当面、農業者の皆さんのためにも必要な措置であることは否定しませんが、一方で、土づくりこそが本来の対策であり、そこにこそ資金を向けるべきと提言する研究者もいます。

この間、北海道が先進的に取り組まれてきたクリーン農業に、北海道内に存在する家畜ふん尿や下水汚泥、農業残渣などの有機性廃棄物資源を十二分に活用した堆肥による土づくりをさらに加えて、北海道農業のブランド価値を高める2本柱の一つとして、より強く取り組まれるべきと考えます。

知事は、北海道農業における土づくりについて、どのように認識し、今後どう対応しようとしているのか、伺います。

2点目は、家畜ふん尿についてです。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、国庫補助事業により、農家も負担し、苦労を重ねながら、家畜ふん尿貯留施設などが整備されていることは承知しています。

農水省としても、北海道庁の立場としても、家畜ふん尿処理と活用は、法律に基づいて、すべて完了済みの事項であり、結果として、現在、経産省で検討されている再生可能エネルギーの全量買い取り制度の資料を見ても、家畜ふん尿は既に活用済み資源としての扱いとなっており、政権がかわった潮目であるにもかかわらず、法制度の再検討などを行う機運が生まれにくいことを、私自身の力のなさというか——当たり前ですけれども、残念に思います。

私自身も、より調査研究が必要ですが、道民のためのベストの選択としての有効活用の可能性を捨て切れません。土づくり、バイオガスなどとしての活用も含め、いま一度、家畜ふん尿の利活用について、これまでの経験も踏まえながら、大学研究者や研究機構の英知を集め、道として再検討されるべきと考えますが、見解を伺います。

3点目は、植物工場について伺います。

経済・雇用対策の観点からも、自治体やJAなどとも協力をして、廃棄物を活用したバイオガスや地熱、ヒートポンプなど、地域にある再生可能エネルギーを活用し、野菜などの植物工場の研究や実証に向けて取り組まれるべきと考えますが、見解を伺います。

4点目は、農家の生産コストの低減、北海道の自立の観点から、農薬や化学肥料の海外依存度について伺います。

化学肥料の原料となるリン酸が数十年で枯渇するとも言われており、安易に海外に依存し続けることは、北海道農業の競争力を弱める結果になると考えます。化学肥料や農薬などの農業資材の調達の現状はどうなっているのか、伺います。

また、農家の戸別所得補償制度に関して、一部では、農家を甘やかす、ばらまきなどとの批判も聞くことがありますが、基盤整備や機械購入、そして農業生産資材など、生産コストを割り込んだ形で農家が生産を続けているのが現状です。生産コストの削減は重要と考えますが、見解を伺います。

最後に、食クラスター構想を契機とした道内食品加工業の強化について伺います。

知事は、北海道経済戦略会議での道経連の提言を受け、食クラスター構想を本格的にスタートされました。

新聞報道で示された北電総研の試算によると、道内の農業や食料品、観光の付加価値額を全国トップ水準に引き上げられれば、2009年度の道開発予算の5855億円を上回る効果が期待できるとされています。

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区提案など、まさに壮大な構想ですが、この構想を契機に、北海道の製造業の40%を占め、しかも、その多くが中小零細である道内の食品工業の活性化や、地域の雇用創出にどのように貢献できるのか、科学的な分析を重ねながら、北海道の地域に現実に対応する戦略として落とし込んでいく作業が、知事及び道庁組織には求められていると考えます。

そこで、以下、伺います。

まず、目標指標の設定等についてですが、食クラスター活動について、道民の皆さんから多く

の提案が寄せられ、今後、連携協議体として、タスクフォースを立ち上げ、課題解決のために努力すると伺っていますが、現段階での取り組み状況を伺います。

また、連携協議体として、例えば、道外移出の増加額など数値目標を立てられるのかどうか、加えて、繰り返しになりますが、道としては、若者や技術者などの新規雇用や、大学発ベンチャーの起業数など、地域における効果を検証できる指標を設定し、必ず、そのことを念頭に置いた上での戦略を立てられるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、小樽商科大学ビジネススクールの瀬戸篤先生の産業連関分析に基づいて、幾つか御提案をし、質問します。

道内の食品工業の状況は、産業連関分析によると、1995年以降、顕著な低下傾向が続き、他産業に比べて際立って付加価値率が低く、利益を上げられない、ある意味では、市場に買いたたかれるような状況が続いています。

一方で、加工食品の道外移出額をふやし、付加価値率を上げると、北海道農業の付加価値向上にも貢献するばかりか、道内のほかの製造業にも大きな貢献をすることが、試算でわかっております。

そこでまず、道内の農水産資源を活用した商品開発などの支援について伺います。

道内の農水産物を活用した商品開発や販路開拓について、食品工業などの企業をどう支援するのか、伺います。

次に、中小の食品工業の強化のためにも、冷凍技術そのものの向上について、大学や研究機関による技術開発への投資の強化が重要です。

大学における食味維持のための冷凍食品加工技術については、農学部だけではなく、理学部、工学部など、分野を超えた研究体制が必要です。冷凍技術向上のための、大学の学部間や大学間の連携について、道としてどのように把握しているのか、伺います。

また、公的試験研究機関においても、地元中小企業と連携をして、単に食品開発の視点だけではなく、流通の仕組みなども含めた、道産食品の保存全般にわたる技術開発が必要です。

さらに、食品工業を強化するためには、先ほど申し上げた冷凍技術の進歩だけではなく、市場の動きを見て、出荷の時期や量を大手流通のバイヤーと渡り合える、したたかな経営者を育てることも重要です。

食クラスター構想を契機に、道内製造業の4割を占める食品工業の経営者や技術者などにも、経営者教育や企業家精神を学ぶ機会の増大を意識的に設ける必要があると考えますが、見解を伺います。

最後に、付加価値向上のために重要なことは、やはり、価格を上げることです。そのためには、メイド・イン北海道、メイド・バイ北海道という、原産地も加工地もパッケージとなった、北海道のブランド力を強化する高価格戦略が重要であると考えます。

平成16年以降、道としては、「きらりっぷ」の認証制度をスタートし、地道な取り組みを進められてきたことは承知していますが、6年たって、「きらりっぷ」というブランドの認知度や果たしてきた役割についてどのように評価するのか、さらに、その実績を踏まえた上で、食クラスター構想の展開を受け、この道産食品認証制度のあり方や周知の方法などについても、さらなる進化のための検討が必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

◆（27番 広田まゆみ君） 指摘を交えて、1点、再質問させていただきます。

まず、北海道の観光振興による地域活性化については、観光振興監から、入り込み数などの指標等を再検討する旨、考え方を示していただきましたので、再質問はいたしません。平成24年度までの現計画の見直しの前倒し検討を審議会等にも諮っていただければ、その検討について指摘をさせていただくとともに、一刻も早く地域の観光振興につながるよう、指摘をさせていただきます。

次に、食クラスター構想を契機とした道内食品加工業の強化について再質問します。

この間、知事が御欠席の議会もありましたが、私は、知事のトップリーダーとしてのマネジメントのあり方について、また、道庁における政策目標と指標設定のあり方について、粘り強く質疑をさせていただきました。

それは、今、何のために、だれのためにこの仕事をしているのか、これは道民にとってベストの選択なのかなど、日常の忙しい仕事に流されがちな現場の職員が、ふと立ちどまって、仕事を見直したり、組織全体として、道民の皆さんのためにという目的を共有するツールにもなり得ると考えているからです。

少なくとも、知事を初め、副知事、部長クラスの道庁幹部の皆さんは、重要政策の政策目標や、それを道民の皆さんのために実行する指標の設定や、その進行管理について、問題意識を共有し、相互にますます切磋琢磨をしていただきたいというふうに思います。

そのときに重要なのが、北海道の現状について、現場の声も含めて、具体的、科学的に把握をしていくことだというふうに思います。

私は、この3年半、知事と質疑応答を数回させていただいた中で、知事は、この広い北海道の状況を本当に御理解いただいているのか、もしかすると、道央圏などを中心とし、一部を牽引する形で北海道を引っ張ろうとされているのではと、その方向性に危惧を感じることがあります。

食クラスター構想についても、私はすばらしい構想だというふうに思います。私自身も、議員になる前から参加をしていた、農業を応援するNPO団体の一人として、連携協議体に参加をさせていただいております。

しかし、先ほども申し上げましたように、道内食品工業は、北海道の製造業の4割を占め、部長も触れておられましたが、恐らく、全道の津々浦々に存在をしていると考えます。

1990年代以降、付加価値が低く、本当に厳しい状況が続いている中で、道として、このクラスター構想を契機に、中小企業が大半を占める食品工業の付加価値向上などに具体的な目標を持って取り組むことが道庁の存在意義だと私は考えますが、知事の見解を再度伺います。

以上でございます。

◎（知事高橋はるみ君） 広田議員の再質問にお答えをいたします。

食品工業の振興についてであります。道といたしましては、中小企業が大半を占め、地域の基幹産業である食品工業の振興を図るためには、付加価値の向上や経営基盤を強化することが重要と認識いたしております。

このため、試験研究機関による技術支援や、大学の研究シーズを生かした新技術・新製品開発への助成、経営や生産管理を担う人材の育成、さらには金融支援などに取り組んでまいったところであります。

今後とも、こうした取り組みを強化し、地域経済の活性化や雇用の場の確保に大きな役割を果たしている食品工業の一層の振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。